

平成 15 年 第 3 回 臨時 会

厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 15 年 10 月 20 日 開 会
平成 15 年 10 月 20 日 閉 会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成15年 厚岸町議会 第3回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成15年10月20日	
招 集 場 所	厚岸町役場 議場	
開催日時	開 会	平成15年10月20日 10時00分
	散 会	平成15年10月20日 15時53分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 委 員 会 管 理 課 長	柿 崎 修 一
総 務 課 長	田 辺 正 保	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 田 稔
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 委 員 会 体 育 振 興 課 長	大 野 繁 嗣
町 民 課 長	久 保 一 將	教 育 委 員 会 指 導 室 長	大 場 和 典
保 健 福 祉 課 長	大 平 裕 一	水 道 課 長	山 崎 國 雄
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	病 院 事 務 長	古 川 福 一
農 政 課 長	西 野 清	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
水 産 課 長	大 崎 広 也	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴		
建 設 課 長	北 村 誠		

1. 会議録署名議員

17番	鹿野 議員	1番	室崎 議員
-----	-------	----	-------

1. 会 期

10月20日から10月20日までの1日間（休会日なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成15年厚岸町議会第3回臨時会議事日程

平成15年10月20日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		行政報告
5	報告第13号	専決処分事項の報告について
6	報告第14号	専決処分事項の報告について
7	報告第15号	専決処分事項の報告について
8	議案第88号	厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する特例条例の制定について
追加		議案第88号に係る事件の訂正について
9	議案第89号	厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例の制定について
10	議案第90号	平成15年度厚岸町一般会計補正予算
11	議案第91号	平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算

議長 ただいまから、平成15年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番鹿野議員、1番室崎議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

議長 9番松岡委員長。

9番 議会運営委員会の報告をいたします。本日、本会議前に、第11回議会運営委員会を開きまして、第三回臨時会の議事運営について審議いたしました。
まず第一に、行政報告ですが、地震の災害等について町長より行政報告があります。
提案された専決処分、三件。条例制定、二件。補正予算、二件。以上七件はいずれも本会議で審議することに決定しました。
会期ですが、本日一日とすることに決定いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会の報告にありましたように、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間と決定いたしました。

議長 日程第4、町長から行政報告を求められておりますので、これを許します町長。

町長 おはようございます。このたびの十勝沖地震に係わる被害状況等について、行政報告を申し上げます。
9月26日午前4時50分頃に、釧路沖を震源地にした大規模な地震が発生し、厚岸町におきましては、広範囲にわたり被害が発生しました。

気象庁の発表によりますと、地震の規模を表すマグニチュードは8.0であり、厚岸町の震度は6弱でありました。

地震発生後の4時56分に津波警報が発令されたため、5時10分に防災行政無線で沿岸地区住民に避難を勧告するとともに、町災害対策本部を設置して対応にあたりました。

発生した津波は5時41分に厚岸港で第1波が観測され、以後繰り返して来襲しておりますが、この津波の高さは、北海道開発建設部釧路港湾建設事務所が設置している潮位計の観測データを気象庁が解析したのによりますと、厚岸港では最大のもので1.1メートルであったと発表になっております。

幸い、干潮時で潮位が低かったため、床潭漁港で昆布漁船2隻の転覆被害がありましたものの、津波による家屋等の陸上施設への影響はありませんでした。

この津波警報は、9時に解除となり、これを受けて9時5分に避難勧告も解除いたしました。この間、多くの住民が緊急避難場所等へ避難を行っております。

非常登庁の職員を各避難所へ配置して確認できた避難者数は、約1,100人ですが、高台等に居住の知人・親戚宅や、指定緊急避難場所以外の丘陵部道路へ避難されている方も多く、実際にはさらに多数の住民が避難行動を取られていたものと推察しております。

また、地震発生前の9月5日には、全町対象の避難訓練を行いました。この訓練実施が今回の地震災害時において、各避難所への職員配置や避難者の行動などに効果を及ぼしたものと思っております。しかし、実際の災害対応や避難行動において新たな教訓もあり、今後の災害対策に活かしていきたいと考えております。

なお、今回の地震後の点検において、町道床潭末広間道路の2ヵ所で落石や地崩れの恐れが生じたことから、危険地区の居住者にそれぞれ避難勧告を行っております。

1ヵ所の対象2世帯住民は、9月26日の午後8時に勧告して翌27日の12時30分には解除しており、親戚宅などで1夜を過ごされておりますが、もう1ヵ所の対象住民2世帯には、9月29日午後5時から10月3日午後4時5分までの4泊5日を、避難先の床潭地区漁村センターで過ごされました。

この間、避難された皆さまは、大変に不自由で不安な時を過ごされており、心からねぎらいを申し上げるところであります。

次に、被害の状況について申し上げます。

お手元に10月15日現在までに把握した被害状況報告書を配付しておりますので、これに基づき報告させていただきます。

まず、人的被害につきましては、10名の方が負傷されておりますが、いずれも軽傷でありました。

物的な被害につきましては、厚岸町全体で被災総額は既に8億1千732万6千円に及んでおり、平成6年10月4日発生の北海道東方沖地震の6億7千万円を上回っております。

これは、町道床潭末広間道路の復旧に3億円以上を要することや、平成6年当時はなかった下水道施設で1億円以上の被害が新たに加わったことが、大きな要因となっているところであります。

一般住宅の被害につきましては、被害に遭われた方に状況把握について協力いただくようチラシの配布と防災行政無線による呼びかけを行っており、これまで届け出等で把握した被災住宅は88件で、その被災額は、6千559万7千円に及んでおります。

各施設等の被害状況では、職員住宅1棟の浴槽被害で14万8千円が算定されており、また、町営住宅では4団地でそれぞれ被害を受け、被災総額373万2千円ですが、既に応急対応を行っております。

町道につきましては、13路線16カ所で被害総額3億1千469万2千円ですが、まだ、復旧方法の検討と合わせて調査中のものが5カ所あり、さらに被害額が加わることになります。

この町道被害につきましては、舗装路面の亀裂や一部路肩の決壊が多いところですが、特に表面崩落防止等で復旧に大きな事業費を要する床潭末広間道路の2カ所については、北海道が代行業を進めてきている路線でもあり、土木現業所と復旧のあり方等について協議と要望を重ねているところがあります。

当該箇所には、落石防止柵設置などの応急措置はおこなってきているものの、まだ危険性が残っており、効果的な対策を講じるまでは、当面ピリカウタ地点での通行止の措置を取らざるを得ない状況となっています。

また、実験所道路も2カ所で路面に亀裂・段差が生じ、さらに滑る恐れが考えられたことから9月30日の午後1時半から10月3日の終日まで通行止めの措置を取りましたが、応急措置を行うことでその後、片側通行を可能にしています。

なお、被害を受けたうちの6路線8カ所については、公共事業の災害復旧対応を受けられるよう関係機関と協議を進めているところがあります。

次に、水産関係の被害ですが、先にも申しましたが津波の影響で床潭漁港に係留中のコンブ漁船2隻が転覆しており、この被害額は80万円となっています。

漁港施設では、厚岸漁港及び床潭漁港において、それぞれ主に船揚場エプロンコンクリートなどの沈下や隆起が発生して、数センチメートル程度の開きや段差が生じるなど、8施設で被害を受けており、この被災総額は8千860万円ですが、北海道で対応して貰うべく協議をしています。

海岸施設では、厚岸漁港海岸の宮園町護岸の亀裂と白浜町護岸ブロックの沈下や、床潭漁港海岸の護岸エプロン沈下があり、この被災額は合わせて660万円です。さらに、建設海岸の筑紫恋と末広では護岸の目地が開いて沈下しており、この被災額は現在調査中です。

水産生産施設の被害では、生産者の厚岸湖内のカキ養殖施設が津波による被害を受けており、漁協で被害調査を進めておりますが、これまでの調査では19件で2千243万円の被災額になっている状況です。

次に、治山施設についてですが、奔渡町とバラサン岬の2箇所で落石があり、応急措置として、所管の北海道釧路森づくりセンターが奔渡町に落石防止柵を設けており、バラサン岬では通行止の措置が取られております。これらの被災額は7千万円となっています。

林道の関係では、町有林の林道2路線2箇所です。路盤に亀裂が生じましたが、被災額は合わせて35万3千円と軽微な被害で済んでおります。

一方、道有林内の林道2路線では、合わせて15箇所の路肩崩壊が生じ、被災額も1千771万円になっていますが、この復旧については北海道が対応することになります。

次に、農業被害であります。各生産者の営農施設では、ホームタンクの転倒やパドックの一部破損、また、牛乳処理室の配管等の損傷など、いずれも軽微な損害であります。20戸で総額31万円の被害報告を受けております。

次に、商工業関係の被害であります。商業では店舗の一部破損などの27件、工業では水産加工場施設の一部破損で2件、その他は飲食店などの被害で20件、また、菌床きのこの生産施設で15件が被害をうけており、これら商工被害の総数は64件で被災額5千548万3千円になっています。

次に、病院被害であります。町立厚岸病院において機械室の温水ボイラー配管の一部に損傷を受けましたが、5万8千円の軽微な被害で既に修理を終えております。

次に、水道被害であります。上水道では湖南地区の千代田団地で配水管損傷による漏水があり、また、農業水道では尾幌東部地区の1ヶ所で配水管損傷による漏水が生じました。

いずれも既に復旧しておりますが、これらの被災総額は97万9千円であります。

次に、下水道被害であります。汚水管や公共^{ます}樹の沈下・浮上、また人孔(マンホール^{くたいめじ}のこと)の躯体の目地破損など、広範囲な地区に被害が及んでおり、さらに、中継ポンプ場と終末処理場の各施設でも地盤沈下や施設の一部に被害を受けています。幸い下水道が使用できないなどの住民生活に影響を与える状況には至らなかったものの、これら下水道施設の復旧に伴う被災総額は1億1千541万7千円に及んでおり、災害復旧事業での対応について北海道と協議中であります。

次に、学校被害についてですが、町内小中学校13校のうち11校で被害を受けており、被災総額は530万8千円になっています。その主なものを申し上げますと、厚岸中学校の体育館の基礎及び外壁の破損などで被災額179万1千円となっており、上尾幌中学校と尾幌中学校では体育館鉄骨ブレスの変形破損でそれぞれ86万8千円となっておりますが、これらは災害復旧事業での対応について協議中であります。

その他の学校での被害は比較的軽微なものであり、地震当日を除いては通常通りの授業が行われております。

次に、社会教育及び体育施設についてであります。中央公民館苫多分館ではドアガラスの破損があり、末広分館で集合煙突モルタルの剥離と窓ガラスが破損しています。また、太田地区公民館では講堂の天井や外壁の一部、さらにトイレ内壁に被害を受けています。情報館では内壁に亀裂が発生しており、また情報館分館のパソコンディスプレイが損傷を受けました。温水プールでは天井の一部が破損落下しており、安全確保と補修のため利用を中止しています。なお、トレーニングルームは利用可能となっています。宮園スケートリンクではリンクの一部がさらに沈下する状況が生じています。また、上尾幌体育館では外壁の一部が剥離する被害を受けています。

このように7施設の建物被害と1施設の備品被害で、その被災総額は571

万1千円であります。

次に、社会福祉施設の被害であります。特別養護老人ホーム「心和園」で浴槽と乾燥室に被害が生じており、デイ・サービスセンターでは浄化槽の破損で130万4千円の被害を受けております。

保育所では、床潭へき地保育所が建物全体に被害を受け、その被災額は2千713万2千円に及んでおり、復旧工事を終えるまでは使用できない状態にあることから、10月2日から旧奔渡保育所施設を利用して保育業務を行っています。また、尾幌へき地保育所、宮園保育所、厚岸保育所及び友遊児童館においても軽微ではありますが、それぞれ施設被害が生じております。

これら7施設での被災総額は、2千922万4千円であります。

次に、集会施設の被害であります。主なものとしましては、生活改善センターにおいて、玄関及びボイラー室の床や建物外壁に亀裂が生じたほか、商工会事務所と結ぶ渡り廊下全体にゆがみを生じ、被災額203万7千円であります。床潭地区漁村センターでは、大研修室天井や玄関外壁が剥離するなどの被害で、被災額208万7千円であります。また、尾幌酪農ふれあい館では浄化槽に大きな被害が生じ、被災額は424万9千円になっています。そのほかの施設は比較的軽微な被害でありましたが、集会施設全体では、建物や設備に被害のあるものが9件、収容備品のテレビの破損が1件と、10施設で被害を受けており、この被災総額は928万4千円になっています。

その他の町有施設の被害についてであります。役場庁舎においても階段室の内壁に亀裂が生じるという、軽微な被害を受けています。斎場では、1号炉で煙道の旋回羽根損傷などのほか、イヌ走りが陥没する被害が出ております。カキ種苗センターでは、中間育成容器の破損や敷地内の陥没などの被害が生じており、また、水産種苗生産センターでも浄化槽に軽微な被害が生じています。きのこ菌床センターでは、培養棚が多く損傷を受けるなどで、147万6千円の被害が生じております。町営牧場では、セタニウシ団地の導水管に損傷を受けております。カヌー乗降施設では、出発点の木橋の梁が損傷する被害が生じています。子野日公園では、水洗トイレの排水管破損や舗装の沈下などで、187万4千円の被害を受けています。また、ピリカウタ広場では、展望台のサッシ窓が脱落する被害が生じています。これら9施設における被災総額は488万8千円になっています。

以上、被害の状況についてご報告を申し上げましたが、今後におきましても、被害実態の調査・把握に努めるとともに、被災施設の復旧に全力を尽くしてまいります。また、復旧に対する強力な財政支援等についての国や道への要請活動についても、既に管内市町村と共々取り組んできておりますが、さらに連携を強めながら関係機関に訴えて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。なお、質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度に止めていただきます。

議長 なければ行政報告に対する質疑を終わります。

議長 日程第5、報告第13号。専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。

議長 行財政課長。

行財政課長 ただいま上程いただきました報告第13号、専決処分事項の報告について、
その提案理由を説明させていただきます。

議案書1頁をお開きください。この報告の内容でございますが、去る9月26日早朝、4時50分頃発生いたしました震度6弱の十勝沖地震における災害復旧経費の予算計上を行うものであります。なお、土木施設につきましては、1件60万円以上が補助災害復旧事業の要件に合いますが、現段階においては災害査定を受けておらず、一般財源により予算措置をしております。今後の査定によっては財源が振り変わることもありますのでご理解願います。なお、その他の災害復旧事業については単独災害復旧事業債の採択を受けて実施するものであります。

本文ですけれども、緊急執行を要した平成15年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同法同条第3項の規定により報告させていただき議会の承認を求めるものでございます。

次の頁をお開きください。総総専第9号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成15年10月2日付であります。平成15年度厚岸町一般会計補正予算六回目、平成15年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,072万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,766万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

7頁をお開き願います。事項別に説明をさせていただきます。歳入でございますが、18款繰越金、1項、1目、繰越金、前年度繰越金12万2千円の増。14年度決算を経て、6,946万6千円で確定した本科目の留保分のうち、今回補正で1,037万9千円を計上済とするものであります。19款諸収入、6項、3目、雑入。備荒資金災害支消交付金3,700万円の増でありまして、災害対応の為毎年度、備荒資金組合に500万円を積み立てておりますが、平成14年度末現在高5,634万6千円のうち、今回3,700万円を使用するものであります。

20款、町債、1項、町債、9目、災害復旧債、1節、農林水産施設災害復旧債、尾幌地区農業用水道施設災害復旧事業債、起債充当率65%で30万円の増。床潭地区漁村センター災害復旧事業債、起債充当率100%で200万円の増。4節、その他施設災害復旧債、子野日公園トイレ災害復旧事業債、起債充当率100%で130万円の増であり、全て単独災害復旧事業債であります。普通交付税措置として元利償還金の47.5%が算入されるものであります。

す。以上で歳入を終わります。

次の頁をお開きください。次に歳出です。7款、土木費、4項、都市計画費、3目、下水道費、下水道事業特別会計221万7千円の増でありまして、下水道事業特別会計については報告第14号でご説明いたします。

10款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、2目、農業施設災害復旧費、尾幌地区農業用水道施設災害復旧事業58万9千円の増でありまして、尾幌東部6号配水管漏水修繕であります。

5目、水産施設災害復旧費、床潭地区漁村センター災害復旧事業208万7千円の増でございまして、大研修室天井ほか施設復旧工事費でございまして。

2項、土木施設災害復旧費、1目、道路橋梁災害復旧費、3,444万9千円の増でございまして、町道災害復旧調査事業3,020万円の増。床潭末広間道路災害復旧調査設計委託料と、同じく床潭末広地区道路災害復旧事業424万9千円の増でありまして、落石防護柵仮設による応急復旧工事費でございまして。

4項、その他施設災害復旧費、5目、観光施設災害復旧費、子野日公園トイレ災害復旧事業138万円の増でありまして、地盤沈下による配水管破損復旧工事費でございまして。以上で歳出の説明を終わります。

2頁にお戻り願います。1条を終わり2条に移らせていただきます。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は第2表、地方債補正による。4頁をお開き願います。

第2表、地方債の補正。変更であります。災害復旧事業、360万円を増額し、660万円とするものでございまして。起債の方法、利率、償還方法については変更ありません。

次の頁お開きください。地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。14年度末現在高130億4,699万4千円でありまして、今回、360万円を増額し、年度末発行額として9億490万円となります。15年度末見込額は、一番下の数字ですが126億2,198万3千円となるものであります。以上を持ちまして報告第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

議 長 13番。

13番 先程の行政報告を見ても、一応、東方沖より被害総額が上回っておりますが、床潭末広間道路、これが大きな要因となっております、これを見ますと3億円強ですか、被害を受けていると云うことですが、床潭末広間道路のキロ数、被害区間、これちょっと教えてください。

議 長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。床潭末広間道路の特に現在の調査箇所そのものは全体延

長では調査箇所は380mを考えておりますが、実質、道路の法面がクラックが入り路肩が行っている部分が概ね110m、さらにそれらの上の方、上流部というか山のところに滑り面が、地滑りではないといいながらもそれらがかなり手前から、大貫さんの奥の方までクラックが入っているという状況になってますし、さらには落石防止の為に4m高さの擁壁が一部目地付近で飛び出してきたり一部クラックが入っている状況が生まれて非常に危険だと言うことで、被災箇所としては床潭の場合は道路片面さらには山、さらに海の方にも一部海岸線の方にもクラックが入っている状況が床潭末広間の被災状況でございます。

議長 13番。

13番 毎年やってることなんですが、道の代行事業あるいは道予算で、床潭末広間道路は続けてやっているわけですが、この際、町長に伺いますが北海道に強力に要請して、いずれやらねばならない道路、途中で辞めるわけにもいかないののでこの際、道へ強力に要請することが必要ではないかと思うのですがいかがですか。

議長 町長。

町長 お答えさせていただきます。平時の時ににおいても、道々移管に伴う代行事業でありますので道に早急に整備されるよう強く要望して来ておりところであります。

今回の地震災害において、ただいま行政報告並びに建設課長から答弁がございましたとおり、やはり民生の安定そしてまた産業道路という極めて当地域においては大きな影響を受ける道路であります。そういうことにおいては、復旧対策の中でさらに強力に道はじめ関係機関に要請して参りたい。決意も新たにしているところであります。

議長 13番。

13番 この度の道外視察、先進地視察でも東北をまわってきたんですが、宮城県、岩手県、青森県とまわってきたんですが、各自治体の長あるいは議長さんのあいさつのなかで、東北も同じく大きな地震を経験していると、最近の中で。この際、東北並びに北海道と組んで強力に国の方へ地震災害要望をいたしましょうと。まるで誘うように各地でお話が聞かれました。

そういうことで、北海道知事へも要請し、北海道・東北共に強力に推進していただきたい。要請活動していただきたい。これを要望しておきます。

議長 町長。

町長 今回の地震のみならず、北海道・東北、特に東東北は地震多発地帯であります。そういう意味において、北海道から東東北地帯における地震多発地帯に対

する復旧並びに地震前の安心して安全なまちづくりに寄与すべき法案をつくらうという動きも出ております。

高橋北海道知事におかれましても、既に中央に要請しておりますしまた東北地域と連携を図りながら、この法律等も含めた制定、そしてまた今回の復旧対策における予算措置においても強力に国に要請すべき行動をいたしておりますし、さらに進めていきたい。知事共々頑張っていきたい。そのように考えております。

議 長 14番。

14番 お話しもありましたが、災害が起きたと。取り敢えず復旧しなければならない。こういうことですね、補助対象でありながら差し当たって町費の負担で応急措置を講じなければならないと言うようではありますが、補助対象によって補助率が違うと思うんですね。これからの審議の参考にですね、補助対象別の補助率についてお知らせを頂きたい。

議 長 行財政課長。

行財政課長 補助対象別の補助率ということでございますけども、今回の補正予算の中で見ておりますのは、社会福祉施設、文教施設等でございますけれども、土木施設につきましてはまだ調査段階でございます、数字的な物がまとまっておりませんので、今回の補正には上げておりませんが今の災害状況でありますと、従前の補助率というか国庫補助率が適用になってその残分は公共土木の災害復旧事業債と言うことで100%起債充当になると。その裏財源としては95%が元利償還金が普通交付税で算入されるという状況になっております。

ですから、社会福祉施設ですと国が二分の一、道が四分の一、町が四分の一。その四分の一のうちの100%分の95を起債で借りて処置をします。

文教施設でありますと三分の二補助、残りの三分の一が国庫補助の起債となりまして、95%が交付税で算入されるという状況になるということです。

道路事業についても道路事業の補助率に残分については100%が起債対象でございますが95%が元利償還で処置されるということになってございます。

議 長 14番。

14番 あの、もう少し丁寧にね、答弁してもらわないと困るんです。例えば道路は建設課に聞きますと補助率が80%、国のね。あと20%については、起債ですか。学校については言われたとおりに三分の二。三分の一が町費負担と。あとは社会教育施設、社会福祉施設、下水道。今回被害があったところについてはどうなのか。最初に聞いてるんですよ。全体について。

議 長 建設課長。

建設課長 公共土木債の関係については、いま質問者言われたとおり80%というのは、北海道沖縄地区については基本率は三分の二なんですが80%を割らないというのが補助率の考え方で進められてきておりまして、先程いったのは質問者言った80%というのは北海道、沖縄、当然地域の嵩上げというかたちで80%割らないことになってございますので80%。基本は三分の二の国庫補助率でございまして残りは起債対応になります。ただ、災害査定を受けないと範囲だとか物の内容によって当然、対象外になる部分もありますので今回要請した部分が全て対象になるかというのと、査定を受けないと現段階では分からないという状況ですのでご理解願います。

議長 水道課長。

水道課長 私からは下水道の災害復旧に伴う補助率をお答えしたいと思います。下水道の災害復旧も土木と同じく公共災害復旧事業ということで、補助率80%でございまして。あとの20%につきましては起債対応ということになっております。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 社会福祉施設の関係の補助率ですが、先程行財政課長からも報告しておりますけれども、国が二分の一、道が四分の一の補助率になっております。

議長 14番。

14番 災害の関係で全体的にお伺いしますんで、議長よろしくお願ひします。
今回、専決でやられたのは、あなた方が出された資料ですね、この資料を合計しますと予算額とは違いますね。専決処分で出された額とは違うけれども資料上の総計として、専決で4,312万2千円と、補正で5,934万8千円。今後3億8,635万9千円の支出が見込まれると。こういう資料をお出しになっておられますが、それでは、専決補正今後の予定として国庫補助がいくらか、道費補助がいくらか、町費負担がいくらなのかお答えいただきたいと思ひます。

議長 総務課長。

総務課長 お答え申し上げたいと思ひます。十勝沖地震にかかる被害状況報告書、この中でおっしゃるとおり、それぞれの被災額、今回参考までとしまして予算専決、今回補正部分、今後の予定ということで上げさせていただいております。ただ、今後の予定の部分につきましては現在復旧方法等についてさらに再検討等を行っている、あるいは協議中である。こういうようなものもございまして。従って事業費そのもの、被災額の関係でございましてけれども、非常に動く可能性が出てくると言うことがあります。

そういった中で今後の予定額の部分についての財源をどうするかということ

まで踏み込んだ調整は現段階で行っていないと言う実態です。ご理解を賜りたいと存じます。

議長 行財政課長。

行財政課長 今後の財源見通しでございますが、基本的に調査しなければならない部分について、調査費しか載せていないということですので、非常に概算ですが今後の補正財源として載せてございます。

これは基本的に公共土木関係の災害復旧費が3億と載っておりますが、一般的に考えますと先程の補助率から計算すると80%となるわけでございますが、災害査定を受けていないということの中身が対象にならないという査定官の判断もあるわけでございます。いずれにいたしましてもこの3億というのは公共土木事業災害復旧事業債が基本的に要望として災害要望していくわけですが、公共土木災害の80%が補助金として考えられるわけですが、いずれにいたしましてもこの金額、これからの査定待ちになるということですのでご理解願いたいと思います。

(「答弁になってないんですよ。」の声)

(「議長、特にもう一回。」の声)

議長 特に認めます。14番。

14番 面倒なこと聞いてるわけじゃあないんですよ。例えば専決で4,312万2千円、額は4千万ちょっとですね。これで実際には全額町費負担で計上してまますよね。しかし、査定が終わり、終わらないにしても実際には、国庫補助あるいは道費補助で補助があるんだと。あるんだけど取り敢えず起債で計上して処置をしますと。しかし、国庫補助や道費補助があるとすれば、この4千万の一体どのくらいの額になるのか。町費負担はどのくらいになるのか。こういうことを聞いてるんですよ。

それは査定すれば変化が出るし、違ってくるだろう。それからこれはこの後審議されるであろう補正予算についても約6千万からの予算計上が行われているわけですが、取り敢えず災害復旧をしなければならないので、補助はあるけれども町費で計上して施工せざるを得ない。

この後国庫補助として戻ってくる分が当然あるはずですよ。そういうものが一体どのくらいになるのか。そういうことを聞いてるんですよ。

それから見込み分ですが、調査中の分についてはまるっきり分かりませんよね、金額も載っておりませんので。しかし、ほぼこのくらいになるのではないのかというふうな見通しは立つのではないんですか。まるっきり分かんないんですか。そんなことにはならないでしょう。

議長 行財政課長。

行財政課長 大変舌足らずの答弁で申し訳ありません。いま、再質問されましたけれども、

今回の専決処分の中で、一般財源措置している部分、これに付きましては道路橋梁災害復旧費3,444万9千円。これが一般財源措置しておりますが、これにつきましては基本的には公共土木の災害復旧事業債対象になると言うことでもあります。ただ、中身については査定を受けておりませんが、3,444万9千円とすると、80%で2,755万9千円。689万程度の町の持ち出し。これについては補助災害復旧事業債を借りる形になります。

それと、これから審議されます補正予算ですが、補正予算の中の計上でございますが、補助災害関係につきましては、箱ものでして申請額として既にはじております。ですから補助災害として建物関係についての財源措置は、申請額を持って行っておりますので、今回の予算中で考えると補助災害分は補正予算の第7回目の中に組み込んでいると。ただ、公共土木関係については組み込んでいない状況であります。ということでご理解願いたいと思います。

今回の専決処分の中では3,444万9千円のうちの80%、さらには2割が町の持ち出し、それについての起債の借り入れを行って交付税措置がある状況ですので、これらについて申請して参りたいと考えております。

議長 他にございませんか。9番。

9番 先程の説明で、備荒資金の総額が5,634万とすることでして、今回3,700万をこれに新設するわけですから、あと1,900万しか残らないと言うふうに理解していいでしょうか。

それからもう一つには災害復旧債ですが、課長の説明では交付税措置が47.1%だと。そして金利なんですけれども、これは専決処分の中でなくて下水道の補正予算の専決処分の中にはこの利率が5%以内と言うふうになっているんですが、実際に災害復旧債の利率はどうなるんですか。

議長 行財政課長。

行財政課長 備荒資金組合の積み立て関係ですが、おっしゃるとおり14年度末で5,634万6千円の残高を持っております。ですから今回3,700万円を崩しますとそういう金額になると考えます。ただ、15年度も500万円を積み立て予定ですので先程の説明には入っておりません。ということをご理解願います。

それと、災害復旧事業債の借り入れの関係については、来年の5月段階で行われることとなりますが、現段階ではだいたい10年前後の借り入れ政府資金と考えますと1.3~1.5の間で推移している状況になってます。

ですから、一応5%以内という限度額を取っていますが、いずれにしてもレートとしては動きますが、現在で借りると仮定すれば1.3~1.5の間で借り入れが実行されるとご理解願います。

議長 9番。

9番 今回の提案されている補正予算では歳入予算は組んでますよね。しかしなが

ら、その後また災害復旧に調査以外に何かに使うと行った場合、1,900万しか使えないということですか。

それからこの災害復旧債ですが、だいたい利息を取ること自体大きな間違いだと思っんですよね。災害で困ってね、苦しい財政の中やってるわけですから金利くらいはね、交付税措置でも70%も80%もとってくれるんであれば分かるんだが、交付税措置は半分に満たない。その上に金利を取ると言うことに対して非常に矛盾を感じるんですが、そのことに対してどう思いますか。

議 長 行財政課長。

行財政課長 備荒資金の関係については、おっしゃるとおり、積立額について取り崩しすることが出来るということでございます。ただ、災害が起きた場合、今回の取り崩しについては全体で5千万でございますから、14年度末の納付金額が5,600万持っているということございまして、その中で取り崩しが行われると。

これらの部分で支出する金がないという状況においては、2倍まで無利子といたしますか支出をすることが出来るということになっておりまして、これについては今回5千万崩しますが600万円の残、さらには今年度の500万円の残で1,100万円が残ると。その2倍ですから2,200万円までの災害の一般財源対応と言うことに今後についてはなると言うふうにご理解願いたい。いずれにしましてもこれについては備荒資金納付金については残高を若干残しながら今後の対応含めて考えていきたいというふうに思っております。

それと災害復旧事業債は言われますとおり、単独分については47.5%という普通交付税の算入率です。補助分については95%ということの元利償還金の算入率ですが、非常に格差があるということであり、これについては町長から、災害復旧に関する要望事項としてお願いしているところです。しかしながら、現実はこの状況ですが、これらのことを踏まえながら財政運営をしていかねばなりません。災害に対して単独の事業費もかかっているわけでございますので、そういう立場から補助なり単独災害の査定を受けての事業を行う場合について、財政措置は今後とも要望して行かねばならないと思っております。

議 長 他にありませんか。

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第6、報告第14号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。

議長 行財政課長。

行財政課長 ただいま上程いただきました、報告第14号。専決処分事項の報告についてその提案理由のご説明をいたします。

議案書の11頁をお開きください。本件も報告13号と同様、9月26日発生 of 下水道に関する十勝沖地震災害復旧の予算計上でございます。なお、災害復旧にかかる実施設計業務につきましては、単独災害復旧事業債の採択を受けて実施するものでございます。

本文でございます。緊急執行を要した平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告させていただき議会の承認を求めるものであります。

12頁をお開きください。総総専第10号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成15年10月2日付であります。平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算二回目、平成15年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,814万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

17頁をお開き願います。事項別に説明をさせていただきます。歳入でございますが、5款繰越金、1項、1目、一般会計繰越金、221万7千円を加え、計2億8,069万3千円とするものであります。

7款町債、1項、町債、2目、災害復旧債、公共下水道施設災害復旧事業債、充当率100%で240万円の増でありまして、災害復旧にかかる実施設計業務について単独災害復旧事業債の採択を受けるものであります。

次の頁をお開きください。次に歳出です。2款、災害復旧費、1項、1目、下水道事業災害復旧費、公共下水道施設災害復旧事業461万7千円の増でございます。汚水管テレビカメラ調査業務委託量191万5千円の増と、災害復旧実施設計委託料244万9千円の増が主なものでございます。

12頁にお戻り願います。第1条を終わり第2条に移らせていただきます。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加は第2表、地方債補正による。14頁をお開き願います。

第2表、地方債補正。追加であります。災害復旧事業、限度額240万円。起債の方法でありますけれども、普通貸借または証券発行。利率5%以内。償還方法、政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還若しくは低利に借り換えすることが出来るものでございます。

15頁をお開きください。地方債に関する調書補正であります。一番下の欄をご覧いただきたいと思っております。14年度末現在高といたしまして、35億8,514万2千円。今回240万円を追加し、年度内発行額として1億3,670万円となります。

15年度末見込額は、35億7,846万7千円となるものでございます。以上を持ちまして報告第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

議長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7、報告第15号。専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。

議長 行財政課長。

行財政課長 ただいま上程いただきました報告第15号、専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案書の21頁をお開きください。内容でございますけれども、去る10月10日、衆議院の解散に伴いまして来る10月28日公示、11月9日投票日で行われる衆議院議員選挙の執行経費でございます。その準備経費も含めまして歳入歳出にかかる予算計上が必要になったものでございます。

本文でございます。緊急執行を要した平成15年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告させていただき、議会の承認を求めらるるものであります。

22頁をお開き願います。総総専第11号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成15年10月10日付であります。平成15年度厚岸町一般会計補正予算七回目、平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,996万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

25頁をお開き願います。事項別に説明をさせていただきます。歳入でございますが、14款、道支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金1,229万5千円の増でございます。

18款、繰越金、1項、1目、繰越金、前年度繰越金9千円の増でありまして、予算計上の上で各節における歳入切り捨て歳出切り上げに伴う調整計上額でございます。

次の頁をお開きください。次に歳出です。2款、総務費、4項、選挙費、5目、衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙執行経費でございます。1,230万4千円の増でございます。町内23投票区、ポスター掲示場所98箇所の設置経費などそれぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。種々ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

議長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8、第88号、厚岸町平成15年十勝沖地震災害に関わる災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する特例条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま上程いただきました議案第88号。厚岸町平成15年十勝沖地震災害に関わる災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する特例条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本年9月26日発生、十勝沖地震では厚岸町内におきましても大きな被害が発生しておりますが、特に住宅の被害につきましてはこれから寒い時期に向かうことから復旧が急がれているところでございます。

この様な状況から、町としても被災された町民に対し、お見舞いと援護資金貸付制度をつくって災害復旧に当たっていただこうとするものです。

制度の内容としては、平成6年に制定しました北海道東方沖地震災害にかかる災害見舞金支給及び災害援護資金の貸し付けに関する特例条例を基に、その字句の一部を修正したもので制度の内容といたしましては同様の内容となっております。

条例の内容についてご説明申し上げます。議案書の29頁をお開き願います。

厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する特例条例。

第1条、目的。この条例は、厚岸町内において災害により被害を受けた町民に対し、特例応急援護として災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする内容です。

第2条は定義です。1号で、災害とは、平成15年9月26日発生の平成15年十勝沖地震災害をいう。と決めております。

2号では、住宅とは、専ら居住の用に供し、現に入居している建物をいう。

3号で、被害者とは、災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳による住民票に記載されている者又は外国人登録法による外国人登録原票に登録されている者を被害者という内容のものであります。

第3条では、災害見舞金の支給対象です。災害見舞金は、次に掲げる被害者又はその保護者に支給するという内容で、1号では災害により住宅に被害額50万円以上の被害を受けた世帯。2号では、災害による負傷のため、10日未満の入院治療を要した者。これらの場合に見舞金が支給される内容でございます。なお、現在制定されております「厚岸町災害見舞金支給条例」で、10日以上入院の場合には見舞金が出るという内容になっておりますので、実質1日以上入院をした場合には見舞金が出る内容となっております。

次に、第4条ですが、支給の認定です。第5条は災害見舞金の額。災害見舞金の額は、別表第1のとおりとする。

33頁をお開き願いたいと思います。別表第1ですが、住宅の被害額50万円以上の場合、単身世帯の場合2万円。二人以上の世帯の場合は3万円の見舞金を支給する。また、負傷の場合、10日未満の入院一人につき1万円の見舞金を支給する内容となっております。

30頁にお戻り願います。第6条ですが、災害援護資金の貸付。第7条は貸付要件。災害援護資金の貸付は、被害・貸付区分毎に被害額50万円以上の被害を貸付の要件とする内容でございます。

第8条では貸付の限度額。災害援護資金の貸付限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、1世帯当たり150万円を限度とする内容でございます。

33頁をお開き願います。別表第2です。住宅の損害。それぞれ全壊、半壊、一部破損ということでそれぞれ限度額が決まっております。全壊の場合、一世帯あたり150万円以内。半壊の場合、一世帯あたり100万円以内。一部破損の場合、一世帯あたり50万円以内という内容でございます。また、住宅にかかる装置設備に関わる損害につきまして、それぞれ水道、下水道、ガス、給湯、暖房等の設備の被害の場合、それぞれ50万円以内の貸付限度額でございます。また、家財の損害の場合は30万円以内の貸付限度額という内容となっております。

30頁へお戻り願います。第9条ですが、償還期間等でございます。災害援護資金の償還期間は7年以内とし、据置期間はそのうち1年以内とする内容でございます。2項といたしまして、償還方法は、年賦又は半年賦償還とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる内容でございます。

第10条は利率でございます。災害援護資金は、無利子とする内容でございます。

ます。

次に、第11条ですが、申請等。申請には連帯保証人1名が必要という内容となっております。

第12条は、償還の免除。第13条は、一次償還。第14条は違約金。第15条につきましては、償還金の支払猶予が定められております。

次に、第16条ですが、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるという内容です。お手元に参考として規則案を配布しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。なお、規則案につきましても、北海道東方沖地震の時の規則の字句の一部を修正したもので、条文や様式内容とほぼ同様のものとなっております。

次に附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する内容でございます。

この条例制定に伴います所要額の見込みですが、見舞金は84万円。貸付金につきましては700万円で、財源は全て町の一般財源となっております。今議会の一般会計補正予算案で提案させていただきます。以上大変簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長　　これより本案に対する質疑を行います。1番。

1番　　二、三、細かなことですがお聞きいたします。まず、第2条、定義なんですが、その2号ですか。「住宅とは、専ら居住の用に供し、現に入居している建物」という言い方をしていますが、この「専ら居住の用に供する住宅」というのは、店舗併用住宅のようなものを含めて考えているのかどうか。その点が一つ。

それから、第4条で、災害見舞金について書かれております。ここでは町長が被害の状況等を調査して、見舞金の支給の可否を認定するという書き方ですね。申請主義ないし申し出主義をとっておりません。

ところが、この説明資料。施行規則ですね。そちらを見ますと、被災者からの「災害状況申出書」が出てきた場合にはじめて動くという書き方なんですね。そうすると、条例では申し出主義なり申請主義をとらないで、施行規則の中で実質的に申し出主義なり申請主義をとっている。これは条例の枠を越えた条例制定の仕方ではないのか。

それから次に貸付なんですけど、この場合は法的に言うと「消費貸借契約」ですよ。この契約の成立の時期というのは、何時なのか。すなわち、この場合には申請主義をとってますから、この場合に貸付をして欲しいという申請書を提出するというのは、いわば申込みになると思うんですよ。そしてそれに対して貸付をしますよと言うことが承諾になるのかどうか。

それで、「貸付を受けようとする者」という書き方と「貸付を受けた者」という書き方が条例上出てきますよね。そうすると、契約が成立した後が、「貸付を受けた者」ということなのか。このあたり、まず消費貸借契約、この貸付契約が成立する時期は何時なのか。そして「受けようとする者」と「受けた者」という関係はどうなのか。この点についてもご説明いただきたいんです。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 まず第2条の定義の関係でありますけれども、貸付の「住宅とは専ら居住の用に供し」ということですが、店舗併用住宅もあろうかと思えます。その場合に付きましては、店舗部分と住宅部分を分けて考えまして、同じ建物の中でも住居部分についての被害について対象とする。店舗部分についてはこの制度では一応、対象外にするという考え方でございます。

次に、第4条の見舞金の関係ですが、基本的には条例の考え方でいきますので、申請書を規則の方ではいただくことにはなっておりますけれども、これにつきましては見舞金を出すお金を取り扱う都合上、申請書をいただくと言うことで、こちらのほうから積極的に該当する被害を受けた方を調査いたしまして、そちらの方にご案内をし、申請書を出していただくようお話し合いをしていきたい。指導していきたいというようなことを考えております。

次に、貸付契約の関係ですけれども、成立する時期についてですが、これにつきましては、申請を受けた日について。ちょっとすいません。

大変申し訳ありません。貸付の実行を行った日。決定した日が契約が成立した日ということでございます。

(「えーっ、いまの答弁だったら矛盾してるよ。」の声)

貸付の決定した日が契約の成立した日という考え方でございます。

議 長 1番。

1番 まず最初にですね、条例2条。ここでは住宅とは建物をいうって書いてあるんです。建物のこの部分をいうとは書いてないんですよ。従って、併用住宅とは一個の建物ですよ。

一個の建物のうち、使用目的によって対象になったりならなかったりするんであれば、この条文の書き方では成り立ちませんよ。併用住宅とは一個の建物です。ですけど、あなたの言い方ですと、建物のうちこの部分は対象になってこの部分は対象にならないって言ってますから、それはこの条文の書き方を越えた解釈ですね。その点いかがですか。

ですから、「居住の用に供する部分を言う」というふうに条文には書いてないですよ。

それからその次ですが、いま何か、この次に見舞金の話なんですけどね。施行規則にこういう書き方してあるけども、実際には私のほうが先に調査して認定してそれから出しなさいと言うんだと言うような言い方をなさってるように聞こえるんですけども、そういうふうにやっていきたいというふうな言い方に聞こえるんですけども、この条文、施行規則の書き方は、「申出書を受け調査により云々」と書いてますよ。これはもう誰が見ても申請主義じゃないですか。申し出しないものについては発動しないというふうに読めますよ。

それから、最後のところは、決定の時に成立するんですね。ところがあなたいま成立時期の話をしたけれども、「受けようとする者」「受けた者」のことに

については何もおっしゃってないんで、これは私のほうから言いますけども、規則第7条なんです。出していただいた資料の2頁ですね。ここでは通知書の交付を受けた者は、いいですか、「通知書の交付を受けた者」ですよ。速やかに保証人の連署した借用書に「資金の貸し付けを受けた者及び保証人の印鑑登録証明書を添えて町長に提出しなければならない」次のところでは、「その借用書の提出があった後」はじめて貸付金の交付をするんですね。

そうすると、7条で言う「貸付金を受けた者」というのはどういうことになるのかということなんです。

貸付交付決定書の交付を受けた者ってのは分かりますよ。それがこういう必要書類を持っておいでというんなら分かりますよ。しかし、もう貸付交付を受けた者って書いてるんですよ。なおかつ、括弧して（以下「借受人」という。）と。こういうふうに書いてるんですね。いまの話矛盾なく説明してください。

議長 暫時休憩いたします。

（休憩時刻 午前11時31分）

（再開時刻 午後1時06分）

議長 本会議を再開いたします。会議規則第20条第2項の規定により、議案第88号に関わる事件の訂正請求書の提出が、町長から為されております。

この際、議案第88号に関わる事件の訂正についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第88号に関わる事件の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

事件の訂正説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 大変時間をとらせまして申し訳ございません。ただいま議題となりました事件の訂正請求ですが、議案第88号厚岸町平成15年十勝沖地震災害にかかる災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する特例条例でございますが、ただいま審議中で、先程、条例審議をしておりました中で、1番議員さんの質問に対しまして、第2条の第1号、「住宅とは」の文言につきまして住宅の被害の対象部分が不明確であった為、この2号の文言を「住宅とは、その建物のうち居住の用に供されている部分をいう」というように訂正をお願いしたいということでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長 休憩いたします。

（休憩時刻 午後1時10分）

（再開時刻 午後1時11分）

議 長 再開します。

議 長 お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第88号にかかる事件の訂正について承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第88号にかかる事件の訂正について承認することに決しました。

議 長 これより議案第88号の質疑を行います。1番。

1番 あらためてということになりますね。議長そのへんよろしく。
いま、2条については午前中の審議の結果、直されましたのでよく解りました。それで、あとですね私が午前中の質疑の時にお聞きした二点ですね。これについては何か検討なさっているのでしょうか。

議 長 助役。

助 役 議案第88号に関わりまして、午前中ご指摘をいただきました条例と規則の整合性の部分でございますけれども、見舞金の支給に当たって条例4条で被害状況等を町長が調査してその支給の可否を認定するという文言がございます。これと規則の案でございますが、2条で、被災者からの申出書を受けるということでこの条例の申請主義をとるのかとらないのかという部分で整合性がとられていないというご指摘がございました。

この規則第2条の文言に付きましては、条例第4条に対する形で申出書ということをとらずに、町の調査に基づいた形で見舞金の支給をさせていただく。認定するという形にあらためさせていただきたいというふうに考えております。

それから第7条の文言であります。案では貸付決定通知書の交付を受けた者は速やかに保証人の連署した借用書に、次から文言、『資金の貸し付けを受けた者（以下「借受人」という。）』まで。これを削りまして、ここの部分の文言を『本人』という文言にあらためさせていただきたいというふうに考えております。それから、これに関連しまして9条の文言でございますが、『借受人』という言葉がここがございますけれども、この借受人は、『資金の貸し付けを受けた者（以下「借受人」という。）』という文言にあらためさせていただいて、この整合性を図りたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 1番。

1番 解りました。2条についてはまだ文言決めてないわけですね。これ、別記様式第1号というのが入ってますから。ここのところはきちんとしなきゃならな

と思うので、出来たら示していただきたい。

それからもう一つですね、いまの規則の方と整合性をとったというところで貸付の問題で引っかかるんですが、先程の課長の答弁で、貸付交付決定のときに契約成立してるんだというふうに言ってますよね。そうするとちょっと手続的な問題が出てくるんでないかと思うんですよ。

決定して、決定通知書が渡されるわけでしょ。その決定通知書はここに様式も出てますから見ますと、非常に丁寧に書いてましてこういう添付書類を付けてあらためて、申込みだったか申し出だったか、申請だったかちょっとどういうふうに書いてあったかな。それを出してくださいと書いてますよね。そうするとそこで例えば印鑑証明が付いてなければ受理されないわけですね。

あるいは持ってこないと。一週間経っても十日経っても持ってこないというようなときに、契約が成立してるんなら取り消さなければならないでしょ。あるいは一週間以内に持ってこなかったら、これは成り立ちませんよと、前もって記載されなければならないですね。失効文言という。だけどそれがないわけでしょ。だから、この規定の仕方からいくと、民法上の本則に立ち返って消費貸借契約というのは用物契約ですから、交付されたときに契約が成立するわけですね。その本則に立ち返ってるのか若しくはこの申請書が受理されたときでなければおかしいんでないかというふうに思うんですよ。

ところが、課長の説明は交付の決定の時ですとおっしゃってるんですけど、こういう点は小さな問題かも知れないけれども、そして通常に事務が流れてるところではそんなことは問題にならないけれども、やはり担当者としてはきちんとそういうところを押さえていく必要があると思うんです。

少なくともこういう条例を作っていく立法者としては、そういうものがきちんと押さえられていなきゃなりませんよね。その点いかがなんでしょうか。

議長 助役。

助役 私の方からご答弁させていただきたいと存じますが、ただいまご指摘ありましたとおり、この貸付に当たって町が相手方に求めております書類等が正式に受理された時点。要するに借用書でありますとか印鑑証明でありますとかそれら必要書類がきちんと添付されていて、町のほうでこれをお受けいたしますといった時点で契約が成立するというふうに解釈するというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

(「規則2条の方は」の声)

助役 すいません。答弁漏れがございました。規則2条の方の文言につきましては、『被災者から災害状況申出書(災害見舞金用)を受け』というここまでの文言を、削るということで対応させていただきたいと思えます。

それで、災害状況調査書は相手方から求めるものではなくて、町が情報等に基づいて調査をさせていただくという内容でございますので、この様式はそのまま使わせていただきたいというふうに考えております。

議 長 1 番。

1 番 ちよつと細かな問題にも入りましたので答弁する方も大変だったとは思いますが、ただ、大変失礼な言い方で悪いのだが、どうもこの頃出てくる議案に穴が多過ぎるという感じがするんですよ。

それで特にいまのような条例と規則の関連などをお聞きしたときに、担当現課の方が全然答えられない。何を聞いているのかもよく解らないような答弁をする。そうすると一体どこで条例を作って出してきたんだという感じがするんですね。質問者としては。

お聞きするところ、きちんとそれを練る委員会のようなものも機構としてはあるようなのだが、どこまできちんと機能してるのか。機能不全になってるんじゃないのか。組織があるのに機能不全を起こしてるんじゃないより悪いですよ。

そういう点で非常に何かもう少しゆるんでるところをぎゅっと締めてもらわないと、いまのような論議が毎回毎回起きてしまうんじゃないかという気がいたします。この点はやはりきちんともう一度機構並びにその機能が働いてるのかどうか見直していただきたい。いかがですか。

議 長 町長。

町 長 私から答弁させていただきます。行政並びに議会運営含めて、条例が基本であります。その基本的な重要な問題が、ただいまご指摘ありましたとお訂正をしなければならぬ事態になる。提案者といたしましては、まことに遺憾に存じます。

さらにはまた、それを検討するに当たりまして、お話しにありましたとお訂正条例審査会、審査委員会とかその準備の為に各課からまたがった委員会があるわけがございます。そこで決定したものを提案しておるわけございまして、私としては十分に機能が発揮されているものであるという理解をいたしておりました。

しかし、こういう事態になったことはまことに申し訳ない。いまご指摘がございましたとお訂正、今後検討させていただきます今後この様なことがないように最善の努力をさせていただきますと斯様に思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 他に質疑ございますか。

議 長 1 6 番。

1 6 番 厚岸町在住の外国人登録者っていうのが対象になるので、現在何名いま居るのかっていうのが一つと、災害に対して厚岸町としてボランティア関係の各位の皆さんにどういった手立てをしてお願ひするのか、手段をとっているのか。

今回の地震というのは人災的な特別なけが人とか災害で死亡した部分はない

と思うんですが、そういうことが起きた場合ですね、この全体でどういう形で処理するのかという部分も色々あるんですけども、その前に、建物が壊れたときに、その家に住んで良いのか悪いのかという部分を判定するっていうんですか、そういうのが役所だけでは当然出来ないと思うんですよね。

もの凄い被害が起きたときに、関係各位にボランティアを通じて処理していくのかっていうのをお願いしなきゃならない。その時に、「北海道建築士会」っていうのがあるんですけども、その建築士会に「応急度判定士」っていう方が全道に5,458名おって、釧路地方管内厚岸町含めて280名ほど、今年度2月のグリッド調査の中で居ると聞いております。

そういった応急度危険判定士の方々に、専門的な分野で、この家に住んで良いのか悪いのかという部分を判定してもらうというのも、町民を守る上で大事なことではないかと思うんです。

それと三つ目に、全壊、半壊というふうに書かれてますけれども、通常、全焼、半焼とかっていうんですけどもその判定基準っていうのをどのような考え方で決めてるのか。基準みたいのがあるのかないのか。誰が最終的に判定するのかという部分をお聞きしたいんですが。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方から三番目の全壊・半壊判定の関係でございますけれども、これにつきましては町のほうでいたしますが、一応この条例の別表第2で全壊・半壊の場合また一部破損の場合の、カッコ書きでございますけれども書いておりますけれども、全壊が延べ床面積の70%以上に達した程度もの。または主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達した程度のものの場合が全壊。

半壊が住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用出来る程度のもの。具体的に、損壊部分はその住宅の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。または主要構造部の被害額がその住宅の時価20%以上50%未満というように決めさせていただいておりますが、これらの判定につきましては関係する建設課建築係または税務課等とも相談協議しながら決定していきたいと考えております。

議 長 総務課長。

総務課長 私の方からは建物のいわゆるボランティアという形でのご質問です。お答え申し上げたと存じます。

厚岸町の今回の地震に伴います災害。比較的一般住宅の方は軽微であったということで、居住出来ないような被害は幸いにもなかったということでございます。ただ、私共の方にもどの位の被害があるか見積がなかなか出来ないというご相談もありまして、実は商工会を窓口しております「家造り協会」といったところでも相談を受けるということで、そちらのご紹介もさせていただいているような状況でございます。

16番議員さんがいまおっしゃいました北海道建築士会といったような、いわゆる被災判定と申しますか、程度の状況を見るような協力体制も出来ている

という情報もいただきましたので、これらにつきましては事前に私共今後研究いたしまして、こういったときにすぐ対応出来るように配慮していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議 長 町民課長。

町民課長 外国人登録原票に登録されているものの数であります。現時点で48世帯、64名となっております。

議 長 16番。

16番 外国人数については解りましたので。組織づくりっていうんですか。大きな災害が起きたときの組織づくりとして、厚岸町家造り協会、それから参考までに厚岸町技能士会っていうのもあります。それから、応急度危険判定士っていうのは、建築士を持っている専門の方々が名簿と建築士会を通じての応急度判定士のやり方とかいろんな部分については、釧路支庁の建設指導課の方で把握しているそうなので一度連絡を取っていただいて、今後の災害に対して町と専門分野のどのような連携をとって災害復旧に当たっていくかっていう部分を、きちんと法律化しないまでも災害に対して早急な対策を取れるような施策をとってもらいたいと思います。

家造り協会等の部分についてもご承知であるならば、もう一つですが災害復旧に当たって町として非常に財政難な中、学校で例をあげますと家造り協会が今年、昨年の二年にわたってボランティア活動として学校の建具とか廊下、看板、黒板関係の老朽化している部分の手直し作業というのをボランティアでやられているという部分のご承知のことだと思いますけれども、そういった部分で小さなお金の掛からない修復の部分をお願いするというか、町長、関係者各位をお願いしてという中でそういうことも考えておられるかどうか。そのへんもお聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 お答え申し上げたいと思います。色々な団体でのこういう災害時における支援と申しますか住民支援あるいは協力。こういった部分につきましては大変大事なことであると考えます。提言ありました内容についても十分配慮して参りたいというふうに考えます。なお、厚岸町建設業協会におきましてもこういった災害時には組織力を活用した支援活動をしたいという申し出も参ってきております。

こういった部分含めまして、こういった役割分担等が出来ていくのかという部分についてさらに検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 建設課長。

建設課長　　ご質問ありました最後の部分で今後、営繕含めて家造り協会と色々相談しながらどの部分がどういう形で出来るのかといったことも含めて今後検討しながら対応して参りたいと考えます。

議　　長　　いいですか。他にございませんか。

議　　長　　なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議　　長　　日程第9、議案第89号、厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例の制定についてを議題といたします。

職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長　　ただいま上程いただきました、議案89号「厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例」の制定について、その提案理由をご説明いたします。

本条例は、去る、9月26日発生の十勝沖地震により、厚岸町内において、農業・林業・漁業・商工業等に被害があったところでございます。

このことによりまして、過去2回の大地震（釧路沖・北海道東方沖）の前例を踏襲し、今回の十勝沖地震においても、被害を受けられました事業者に対しまして、復旧資金の借入に伴う利子の一部を補給し、早期経営の修復を図っていただきたく、各事業者に金融支援を行うものであります。

なお、本条例の施行に関する規則については、本議案の説明資料としまして、別途配布をさせていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書の34頁をお開き願います。まず、厚岸町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例の第1条（目的）ですが、この条例は、厚岸町内において災害により被害を受けた農業・林業・漁業・商工業等の事業者に対し、復旧資金の借入に伴う利子の一部を補給し、もって、経営の早期修復に資することを目的とするものでございます。

第2条（定義）ですが、第1号「災害」の定義は、平成15年9月26日発生の平成15年十勝沖地震災害をいっております。

第2号「事業者」の定義は、農業・林業・漁業・商工業等を営んでいる個人及び法人（組合等を含む）をいっております。

第3号「復旧資金」の定義は、下の表の各融資制度の資金を指すもので、平成16年1月31日までに町長に被害届を提出し、平成16年3月31日までに融資実行のあったものに限りま。なお、表の各融資制度についてであります。最初に事業区分の内、農業については、農業経営維持安定資金を始め3つの制度がありまして、融資機関は、農林漁業金融公庫でございます。

林業については、施設資金と林業経営安定資金がありまして、いずれも農林漁業金融公庫が融資機関でございます。

漁業については、沿岸漁業経営安定資金を始め、4つの制度がありまして、融資機関は漁組と農林漁業金融公庫、北海道信用漁業協同組合連合会でございます。

商工業等については、北海道中小企業総合振興資金と厚岸町中小企業融資がありまして、融資機関は一般金融機関と、北洋銀行・大地みらい信用金庫でございます。

第3条は、「利子補給の要件」の規定でありまして、町の公納金であります第1号の町税から第7号の水道料及び下水道使用料等を完納をしていることの規定でございます。

第4条は、「利子補給率」の規定でありまして、利子補給率は、借入利率の内、年0.7%を除いた利率としている規定でございます。ただし書きとしまして、厚岸町中小企業融資に係る利子補給率については、借入利率の内年1.1%を除いた利率としている規定でございます。

第5条は、「利子補給の期間及び借入れ限度額」の規定でありまして、利子補給の期間は借入れ日から5年、借入れ限度額は、復旧資金として利用する各融資制度の定める額とする規定でございます。次のページをお開き願います。

第6条は、利子補給金の請求の規定でありまして、利子補給金の請求については、10月1日から3月31日まで及び4月1日から9月30日までの各期毎に、その期の末日に属する月の翌月中に、利子に関する計算書を添えて利子補給の交付を、町長に請求する規定でございます。

第7条は、「利子補給金の交付」の規定でございます。

第8条は、「利子補給の打切り等」の規定でありまして、事業者が、借入金を目的外に使用した場合は、利子補給期間の途中でも利子補給を打切り等がある旨を規定しております。

第9条は、協力義務の規定でありまして、事業者は、町長が融資に関する報告、または、当該融資に関する帳簿等の調査が必要となった場合、事業者の協力義務を求める規定でございます。

第10条は、「委任」の規定でありまして、この条例の施行に関しまして、必要な事項は別に規則で定めております。

次に附則条項でございます。施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、この特例条例に係る復旧資金利子補給の予算については、別途、補正予算において、計上させていただいております。

以上、大変簡単に説明させていただきましたが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

議 長 これより本案の質疑を行います。1番。

1番 小さな問題で念のためにお聞きするんですが、2条の2号ですか。ここで『事業を営んでいる個人及び法人（組合等を含む。）』と、カッコ書きを入れてるんですが、そうするとここでは法人格のない組合をいうのかというふうに思うん

ですが、これは具体的にどんなものを考えているんですか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 組合等とは、茸の生産組合等を。

1 番 そうすると町内にそういう法人格のない組合があるんですね。「等」というのは特に考えてないんですね。三回しかないからちょっと・・・ますよ。

こういう書き方にすると、場合によっては銀行の方では融資対象としての実態を認めてるけども、2号の方で枠に入っていない者が出てくる可能性が論理的にあるんでないかと思うんですよ。

組合以外にも「等」付けたんだって言うのかも知れないけれども、規定としては「等」なんて入れておくのは非常に難しい書き方なんですよね。だから、事業者のところでもそんなにガリガリと明確にしなくても、どうせ3号の方で金融機関がまあ国の機関も私的金融機関もありますけども、そこで融資をしたときにはじめてこの条例対象になるわけでしょ。

そうしたらこっちはある程度ふわっとしておいても、融資の金融機関の方で、あなたはいわゆる団体としての実態（経済的な意味での）に欠けるから、例えば何とか同窓会なんていうのは絶対これに入りっこないですから。うまくないと。もしはねられたら、この条例で、いやいやこれについても利子補給しましょうなんていうことはあり得ないんですよ。

そういうときに、こういう形でですね、やらなくても、個人または団体ぐらいにしておけばいいのかなと思いましたがね。ここでいう「組合等」というものは要するに、この書き方で法人とカッコ書きの中でもって法人格を有していなくても融資対象になった団体は全部含むんだと。いうことのもりでお書きになったのかどうか。それともいま言ったように組合の方解りました。「等」って言うのは何かまた別に考えてらっしゃるのか。このあたりいかがでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 この2号の定義につきましては、いずれにしても『法人（組合等を含む。）』という文言に付しましては、いずれにしても幅広くそういうその制度を使っていただきたく、こういう『組合等』という文言を使わせていただいております。

例えば茸につきましても、茸は法人格を有してる組合と有してない組合がございますし、農業に付しまして「利用組合」というものがございます。

そういう部分を含めて広く利用していただきたくの文言でございます。

議 長 1 番。

1 番 そういう答弁なさるとちょっと私のほうも言わなきゃならなくなってしまうんだけど、意図するところは解りましたよ。要は経済的、社会的市民権のあるところに銀行や公庫は融資するわけでしょ。だから融資認定されたってこと

は、法人格を有していようが居まいが経済界では一人前の扱いを受けてるわけですよ。それを受けて利子補給をするって言うてるんだから、そのところはある程度大きくしておかなければと言うのは解る。

いま茸組合というのが出てきたんですけれども、かつて厚岸町には茸組合という法人があったんですよ。いまは解散して無いんですよ。あなた達の方では茸組合というのを頭に置いて組合等と書いたと一回目の時おっしゃったけども、どうも融資対象としては現在、こうかんいわれている茸組合は、茸組合でございまして今回のこれに関して融資をしてくれませんかというふうにですね、厚岸町にある私的金融機関や、ましてや国の制度資金を使おうとしていつでもダメらしいですね。取引界では。

だからここで言う法人とって、法人といえちよっと狭くなったなあと。それじゃあもうちよっと広げる為に、組合等って注釈付けておくかというようなやり方は、いわばどういうものを対象として広げていこうかって内部協議しているそれをそのまま文言に上げているような話になってしまうわけですよ。

むしろ、個人に対する言葉であるならば団体ぐらいにしておいたほうがすっきりするわけですね。ということ言うてるわけですよ。

まあ前の案件に続いてここまで字句の訂正なんて言うことは私は言いませんよ。ただね、今後の問題もありますから、そういうことについてはやはり、きちんきちんと詰めていっていかないと、こういうところに「組合等」と書くと「組合」とは何ですか。「等」とは何と何を指すんですかっていうことにこういういわば条例の解釈になっていくということです。そのことをきちんと押さえてこういう立法はしていただきたいということなんです。いかがでしょう。

議 長 町長。

町 長 私からお答えさせていただきます。さらにまたご指摘をいただいたわけでありましたが、まったくそのとおりでありまして、提案者といたしましてそれぞれの用語について、または定義について説明が出来ないと言う事態が生じたとするならば大変なことであります。

そういう意味におきましてやはり明確に、誰が見てもわかるような条例・規則にしなければならぬ。これは当然のことです。

今回、商工観光課長から説明がありましたけれども、その趣旨については1番議員もご理解いただけたのではないかと思います。今後、用語・定義について明らかに皆様方に理解出来るものにしたい。これは当然のことです。今後十分に注意して参りたい。斯様に考えますのでよろしくお願いたします。

議 長 他にありませんか。

議 長 無ければ質疑を終わります。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第10、議案第90号。平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長。

行財政課長 議案第90号。平成15年度厚岸町一般会計補正予算。8回目の提案理由について説明いたします。

平成15年度厚岸町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,676万5千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ94億673万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

次の頁をお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正でございます。

歳入では5款5項。歳出では4款7項にわたってそれぞれ6,676万5千円の増額補正でありまして、報告第13号、第14号専決処分と同様、去る9月26日発生した十勝沖地震における災害復旧経費の予算計上でございますが、公立文教施設、及び社会福祉施設の災害復旧費については、補助事業として予算計上しておりますが、現段階において災害査定を受けておりません。

申請額を持って予算計上しておりますのでご理解願います。その他災害復旧事業につきましては単独の災害復旧事業債の採択及び一般財源にて支出するものでございます。

それでは事項別にご説明させていただきます。10頁お開き願います。歳入であります。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金、デイサービスセンター災害復旧事業補助金、補助率二分の一で65万1千円の増。2節 児童福祉費補助金、床潭保育所災害復旧事業補助金、補助率二分の一で1,356万6千円の増であります。8目 教育費国庫音喜多委員補助金、3節 中学校費補助金、厚岸中学校災害復旧事業補助金、110万円の増。上尾幌中学校災害復旧事業補助金、57万8千円の増。尾幌中学校災害復旧事業補助金57万8千円の増で、各補助率は三分の二であります。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費道補助金、1節 社会福祉費道補助金、デイサービスセンター災害復旧事業補助金。道補助金でありまして補助率四分の一で32万5千円の増。2節 児童福祉費補助金、床潭へき地保育所災害復旧事業補助金。これも同じく補助率四分の一で、678万3千円の増であります。

18款 繰越金、1項、1目 繰越金、1節 前年度繰越金。428万4千円の増でありまして、14年度決算を経まして6,946万4千円で確定した本科目の留保分のうち、今回の補正で1,467万2千円を計上済とするもの

であります。

19款 諸収入、6項、3目 雑入。備荒資金災害支消交付金1,300万円の増でございまして、専決処分による一般会計補正予算と合わせまして5,000万円を支消し災害対策経費に充当するものでございます。

20款 町債、1項 町債、9目 災害復旧債、1節 農林水産施設災害復旧債、2節 土木施設災害復旧債360万円。3節 文教施設災害復旧債590万円。4節 その他施設災害復旧債1,130万円、それぞれ増でございまして、各節説明欄記載のとおりでございますが、文教施設災害復旧債といたしまして厚岸中学校、上尾幌中学校、尾幌中学校とその他災害復旧債としてデイサービスセンターと床潭へき地保育所については補助災害復旧債として、またその他に付きましては単独災害復旧事業債を予定しております。以上で歳入の説明を終わります。

14頁お開きください。歳出であります。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費。十勝沖地震援護資金784万円増でございまして、議案第88号の災害見舞金支給及び貸付資金に関する特例条例の制定を受けての予算計上でございます。

6款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費。十勝沖地震災害復旧資金65万円の増でございまして、これに付きましても議案第89号、復旧資金利子補給特例条例の制定を受けての予算措置でございます。

8款 消防費、1項 消防費、2目 災害対策費。災害対策12万7千円の増でございまして避難勧告世帯に掛かる経費とチラシ折り込み料等の経費でございます。

10款 災害復旧費、1項 農林水産施設災害復旧費、2目 農業施設災害復旧費。439万5千円の増でございまして、主に15頁記載の尾幌酪農ふれあい館災害復旧事業424万9千円の増で、浄化槽破損に伴う復旧経費です。次ページお開き願います。3目 林業施設災害復旧費164万3千円の増です。ルクシュポール線林道災害復旧事業11万9千円増。別寒辺牛支線林道災害復旧事業23万6千円増。林道亀裂修復に伴う増ときのご菌床センター災害復旧事業128万8千円の増でございまして、培養施設棚倒壊に伴う資材購入費です。5目 水産施設災害復旧費36万3千円増。節説明欄記載のとおりです。2項 土木施設費災害復旧費、1目 道路橋梁災害復旧費。町道災害復旧事業369万2千円の増でございまして土嚢、バリケード及び路面補修の経費でございます。次ページお開き願います。4目 町営住宅災害復旧費372万2千円の増で主に町営住宅宮園団地災害復旧事業350万円増で、出入り口及び車両乗り入れ口沈下による段差解消をするものでございます。3項 文教施設災害復旧費、1目 公立文教施設災害復旧費498万円増。節説明欄記載のとおりであります。主に糸魚沢小学校災害復旧事業54万7千円の増で、体育館ステージ天井落下及び校舎破損修繕と厚岸中学校災害復旧事業179万1千円の増で校舎ジョイントはずれ、外構、体育館壁など災害復旧工事費と21頁でございまして。上尾幌中学校災害復旧事業86万8千円増。さらに尾幌中学校災害復旧事業86万8千円増で、各体育館接合部分の破損による修繕です。2目 社会教育施設災害復旧費196万1千円の増でございまして主に中央公民館末広分館災害復旧事業37万9千円の増でございまして、集合煙突、外壁剥離、

窓ガラス破損修繕、さらには太田地区公民館災害復旧事業105万円増で、講堂天井ジョイントはずれ、外壁亀裂、トイレモルタルはく離修繕など。さらには情報館災害復旧事業として50万7千円増で、館内亀裂、分館のタッチパネルディスプレイ破損に伴う修繕でございます。次ページお開き願います。3目

保健体育施設災害復旧費375万円の増でございます。上尾幌地区体育館災害復旧事業43万1千円増で外壁一部はくり修繕。さらには宮園運動公園スケートリンク災害復旧事業146万円の増で、リンクの一部沈下による災害復旧工事費さらには温水プール災害復旧事業185万9千円増で天井一部落下による災害復旧経費の計上です。4項 その他施設災害復旧事業、1目 庁舎等災害復旧費22万6千円増。2目 社会福祉施設災害復旧費450万9千円増。節説明欄記載のとおりでございます。主に生活改善センター災害復旧事業203万7千円増で主に渡り廊下の基礎部分の大きな亀裂による全面改修費。デイサービスセンター災害復旧事業130万4千円増は浄化槽破損による災害復旧工事費。さらに特別養護老人ホーム心和園の災害復旧事業60万4千円増で、浴室乾燥室床亀裂修繕等でございます。3目 児童福祉施設災害復旧費2,330万3千円増です。床潭へき地保育所災害復旧事業2,713万2千円の増で施設全体の災害復旧工事費であります。4目 衛生施設災害復旧費、斎場災害復旧事業42万7千円の増。1号炉ブロック落下煙突修理等です。5目 観光施設災害復旧費86万1千円の増で子野日公園トイレ災害復旧事業49万4千円増。トイレ周辺歩道インターロッキング舗装修理さらにはピリカウタ広場展望台災害復旧事業36万7千円増でガラスサッシ脱落による修繕です。10目 その他施設災害復旧費31万6千円増ですが別寒辺牛湿原自然観察施設災害復旧事業16万8千円増。木橋の一部補修。さらには職員住宅災害復旧事業14万8千円の増であります。以上で歳出の説明を終わります。

1頁にお戻り願います。1条を終わり2条の説明に入らせていただきます。第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。4頁お開き願います。第2表でございます。債務負担行為補正追加であります。事項であります。平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する債務負担。期間に付きましては平成16年から平成20年度まで。限度額85万8千円でございます。5頁に調書がございますのでご参照願いたいと思います。

再び1頁にお戻りください。第3条の説明に入らせていただきます。第3条、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。6頁お開き願います。第3表 地方債補正変更であります。災害復旧事業限度額2,590万円を追加し3,250万とするものでございます。記載の方法、利率、償還方法については変更ございません。次ページご覧いただきたいと存じます。地方債に関する調書補正でございます。14年度末現在高130億4,699万4千円でありまして、今回2,590万円追加し年度内発行額として9億3,080万円となります。15年度末見込み額は126億4,788万3千円となるものでございます。以上を持ちまして議案第90号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより本案に対する質疑を行います。16番。

16番

災害復旧費の中で、床潭へき地保育所災害復旧事業という部分と宮園運動公園スケートリンク災害復旧事業についてなんですが、前に質問したときにこの宮園運動公園というのは、凍上が毎年続いて落ちて着かないと。凍上で地盤が沈下したり浮いたりする部分を災害復旧の部分と非常に関連性というものが出てくるんですね。

地盤が良いところに対しては災害には当たらない部分は皆さん常識的にわかると思うんですが、この部分についても146万を果たして使って、どういう結果でよい方法が生まれるのかとちょっと疑問なんですよ。

それと、床潭へき地保育所災害復旧事業2,713万2千円という金額ですけども、前回の地震の時に、床潭へき地保育所について相当な同等の金額を掛けて直している現状にあると思うんですよ。その時に果たして次の地震の時にまた同じような状況が出てくるのかどうなのかという、直した時点でどういう処置を講じていたのかというのがこの部分については見えないと思います。それと報告なされる前にやはり、何年に建てて建設費が当時いくらかかって、何年に地震災害が来て、災害時にどの位の費用がかかってまた地震が来てその建物にいくらかかって、総体で災害費をいくら掛けたのか。

そういう部分をきちっと説明してもらわないと、地震が起きたから直せばいいんだという部分で災害費を使うのか使わないのかということについて非常に見えにくい部分がありすぎて、場合によっては賛成しかねる部分が出てくると思うんですよ。

使うから直せばいいんだって言うもんじゃないと思うんですよ。その一つ一つの町の財産の建物に関して、何年につくって何年に地震が来て、過去10年の間に地震が3回も来てると。その中にどういった災害費を使ってるのかって言う部分をきちっと説明してもらわないと、これだけ見てどうなんだって言うことであればね、ちょっと提案する側についても問題あると思うんですけどそのへんどうなんでしょう。

議長 体育振興課長。

体育振興課長 リンクの関係でご答弁申し上げたいと存じます。ただいま宮園運動公園リンクの関係の中で、沈下の状況と申しますか現在までの経緯も若干お話しさせていただきます。

平成4年に造成いたしまして、その翌年1月の地震発生しまして、全体的な路盤の亀裂等がありまして、補修してきた経緯もありまして、その後、路盤の不等沈下と申しまししょうか、部分的に沈下が大きく差が生じてきており、私共も経過の中で沈下の観測を実施してきたところです。

今回におきましても、今年の6月にも部分的に沈下の測定をしております、その時点におきましてもやはり若干2～3センチの沈下が生じている状況でございます。

この度の地震におきましても10月7日に観測しまして、部分的に2～3センチ沈下している状況です。実際、毎年リンクづくりをしています、非常にこういう状況下で氷づくりが厳しい状況にあって担当も何とか氷づくりをして

いるところですが、今回、2～3センチ沈下した中でなおさら氷づくりが難しくなると。

今回災害復旧の補正をいただいた中で、今年もリンクづくりをさせていただき、利用者に早く利用していただくと言うことで今回も補正に計上しているところでございます。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 床潭保育所の関係ですが、建設は昭和59年で、金額は当時6,927万2千円です。平成5年の釧路沖地震でも被害を受けております。この時の金額は現在ちょっと把握してございませんが、700万円台と記憶しております。この後、平成6年の北海道東方沖地震災害では753万7千円になっております。今回の被害ですが、災害復旧ということですので原状復帰と言うことが前提ですのでそのための予算額であるということでございます。

議 長 16番。

16番 建物全体の、何年に建てて、どの位の額で建てて、何時災害が起きてどの位掛かったのかって言う表をいま出せって言っても無理なので、後で参考にしたいので皆さんにお配りしていただきたいと思います。

それから、スケートリンクの部分については不等沈下があるから直しても無駄だと。夏は使わないから冬だけって言う部分で考えると、沈下して冬になれば氷になる部分で嵩上げて水でもなんぼでも張っていける部分があるんでその部分についてはなんぼ沈下してもリンクはリンクで使えるんじゃないかって言うね、そういうふうにも考えられるんだけど、それを果たして146万掛けてどれだけの価値があるかって言うことをお聞きしてるんですよ。

議 長 教育長。

教育長 リンクのお話しなんですけど、実は11月から水張りをします。いま言ったように天然リンクですので約5センチから10センチ程度の氷に、それ以上厚いと下から溶けてきますのでなるべく薄くつくりたいと。

ところが最後部と最低部の差が大きくなってきてますので、結局水を張ったときに片方はあふれ片方は水が来ない状況になるんです。ですから、ぎりぎりの線。今年の6月時点での差で3センチぐらいしかないわけです。それが10月以降また4センチ近く下がってますので、一番高いところのアスファルト面より、水を張った時に下がってしまったということなんです。

その分だけ木のへりでオケ見たいのをつくらないと、全体の中でオケみたい形にならないということなんです。本格的な災害復旧工事、これで言うと平成5年の時には2千万を掛けてアスファルトでつくってるんですけど、実際今回の被害を見ましてフラットにしていけないとさっきみたいに沈下してるところがどんどん深くなっていきますから、もの凄く寒くないのにこんな深ければ当然氷は張らないですよ。

ですからその分、いまは土を入れている状況なんです。今回かなり詳しく調べましたが、見た目に災害という形では認定される状況に無いというのが現状です。

実際には6月からいままで、約3～4センチ近く下がってますけども、当初造ったときに、明らかにピーツと亀裂が入ってます。ですからこれは災害によるものです。というふうな形では認定出来ないだろうと言うふうに考えてます。ただ、現状では3センチ、4センチが大きな影響をして4センチ、5センチの水を張ることが出来ない。今年の冬に、子ども達にリンクを提供するときに水をはれない状態なんで、今回の部分については、木の柵板を従前のより高くしなきゃならないという部分で今回要求している事情です。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 床潭保育所の建設当時また途中の災害被害の資料提出の件ですが、この会議中ということでしょうか。

（「いや、僕この会議中って言わないですよ。時間が掛かるから後で良いですから提出お願いしますって言うことで、床潭へき地だけじゃなく、厚岸町の建物全部って言ってるんです。」の声）

議 長 休憩します。

（休憩時刻 午後2時20分）

（再開時刻 午後2時22分）

議 長 再開します。16番さん良いですか。

16番 良いです。

議 長 12番。

12番 今回この様に被害報告書が出されてますが、厚岸の町民の受けた被害というのは、これだけではなかったんではないかと思うんですね。生活に係る部分だとか教育行政にかかるものはここに載ったけれども、例えば墓地等の墓標の倒壊だとかも相当ありますよね。ですから町民全体でどの位の被害を受けたかというのもきちんと把握すべきでなかったのかというふうに思うんですが、そのへんどのようにお考えですか。

それから、尾幌ふれあい館の災害復旧事業で424万9千円。これは浄化槽の修繕ということなんですが、これによって施設が使えない状況が続いてますね。これらが今回の補正予算をどのように執行してあの施設が何時から使えるのか。結果的にあれが壊れたことによって、外のトイレも使えなくなってるんですよ。ですから非常にあの施設全体の利用に大変な状況になっているんじゃないかと思うんですが、それらについて説明していただきたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 私からは住民の受けた被害と言うことでご答弁申し上げたいと思います。この被害状況報告書には、家屋被害 88 棟、金額いくらという形で報告しております。ただ、町民の方から被害の把握に協力いただいているという中で墓石が破損したと言う被害も届け出させていただいております。それと家財を含めますと 450 万円ほど。現在調査中のもありますので、申告額でございますが 450 万円ほどの家財被害が上がってきている状況です。

全体把握と言うことは今回の従前同様町民に協力いただくかたちの中でチラシ配布をしましてそれに基づいて届け出あるいは電話での届け出も受け付けておりましたけれどもそういう中での把握をしてきたところでございますのでご理解願いたいと思います。

議 長 農政課長。

農政課長 酪農ふれあい館の被災状況についてお答えさせていただきたいと思います。浄化槽の最終部分の沈殿槽。FRP 製が破損している状況でございます。国道の縁にあります公衆トイレもそこに入っている状況です。

その対応といたしまして、地震後トイレについてはリースであります但し簡易トイレ基を設置させていただいております。今回の予算にも借り上げ料の計上をさせていただいておりますがそれによりまして館の利用については通常の料理実習等のない形のものであれば使えるという状況にしているところであります。

調理実習の伴うものについてはお断りしている状況でありまして、この施設につきましては補正をいただければすぐ発注手続いたしまして、施設については出来合いのものを取り付けるということですので、当面、11 月いっぱいには何とか出来るというふうに予想しているところであります。

議 長 12 番。

12 番 被害状況の実態把握なんです、町有施設とか申告の問題もあるでしょうが 450 万円ぐらい、これは墓地の被害かどうか解らないんですが、話に聞けば塀が壊れたり色々ありますよね。450 万円ったら例えば墓にすれば 40 ぐらいが壊れたというふうに把握してるのかどうか解りませんが、ちょっとしたので 10 万円ぐらいかかるって言うふうに聞いてますから。

そうするとそんなものではないのかなと思うんですよ。ですから、厚岸町でどの位の被害があったんだと言うことははっきりさせる必要があると思うんですがこれについては調査されるようにしていただきたいと考えます。

それから、酪農ふれあい館の問題ですが、相当な行事が組まれていましたよね。結果的に浄化槽が壊れてしまって、いま課長の方で説明されたような料理実習だとかそういうものがほとんど出来なくなってしまうということなんですけれども、あそこにある施設で出来るものと他の施設を利用して出来る

ものがあると思うんですが、それらについての運用はどうなっているのか。いま断っているという話でしたけれども、生活改善センターを利用したり対応されている部分もあるようですけれども、それらについてはどう進めているのかお伺いをいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 町民の受けた被災状況ですが、地震発生後それぞれ通報、建物所有者あるいは近くの方からこういう状況であるという報告・通報をいただいた段階では現地に赴きまして確認をしている状況です。

ただ、広範囲に被害が及んで外見上解らないということも中にはございます。こういった調査には町民のご協力をいただき、申告と言いますか申し出ていただき、それらの把握をしていかざるを得ないということでも取り組んできております。

現在に至っても被害を受けた届け出が今日に至っても出てきております。そういったものについても当然私たちにおきまして把握追加をしてきておりますし、罹災証明の必要性であるとか。

こういった申し出を待たざるを得ない状況もあるわけですがこういった状況下で掴んでいきたいと考えております。

なお、今議会で新たな融資制度のPR関係もされていきますが、これらによってまた新たに追加の形で出て来るといようなことも考えられると思いますし、こういったものを利用しながら把握していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

議 長 農政課長。

農政課長 酪農ふれあい館の利用形態ですが、浄化槽を使うということになりますと調理実習は完全に水を使いますので、利用出来ないということで10月いっぱいには何件か利用申込みがあったわけでありましてけれども、それについては理由を述べましてキャンセルをさせていただいております。

それ以降についても事情説明のうえ他施設をご利用願いたいということで調理実習についてはお断りしている状況であります。

会議等、流しを使わない部分については簡易トイレを使う形でご利用いただくということに指導しているところでございます。

議 長 12番。

12番 被害状況についてはきちんと調査していただきたいと思うんですよ。例えば塀の倒壊だって以前は問題になったこともあるんですが、それだって今後心配されると思うんです。

ですから、パトロールをしながらの指導とかも必要ではないのかと考えますので。

言ってみれば墓地なんて言うのは町有施設でしょ。そうすると、その被害

状況というのはある程度把握出来るんじゃないのかと。まあお寺等にもあるんですが。それにしても町有施設等については特に把握していただきたいと思えます。

それから、尾幌ふれあい館の問題ですけれども、課長は断つてると言ってますけれども、実際話を聞いてみたらどうしてもやらざるを得ないところは、他の施設を利用しながらね、何とかやっているんでしょ。やってないわけじゃないんでしょ。

尾幌で事業を進めているうちの幾つかのメニューはどうしてもその時期をずらしては困るとか言うことで、改善センターだとかそういう施設を使って出来るものはやってきてるんでないですか。違うんですか。

そういう不便さを早期に解消するというのが今回の補正予算だと思うんだけど、そういうものをいまの説明で11月一杯って言うてるんだけど目処は何時なのかはっきりして欲しいと考えるんですがどうなんですか。

議 長 町民課長。

町民課長 質問者のお話に墓地のお話しが出て参りましたので、町有でもっております墓地についての経過と状況についてお話しさせていただきますが、地震の後、厚岸霊園を含めて各地区にある墓地についても担当の方で状況確認をしてきました。

地域により利用組合の方が率先して状況把握をして利用されている方に、それぞれ被害状況を報告をするという場面もありましたし、それがされていない方は担当の方から個々に利用されている方に、こういった被害が出ておりますと。

厚岸霊園はそれほど被害は出ませんでした。墓碑が傾いているとか倒れているとかいうものがございました。尾幌、上尾幌については特に被害の大きさが散見出来る状況でありまして、墓石そのものが倒れている状況もありましてそういった状況を利用組合で連絡していない方には町のほうから連絡させていただくということをやって参りました。

質問者言われるとり、状況はこうですと言う話だけではなく、それを修復する為にどの程度の費用がかかるんだということについて、それを集約するシステムにはなっていないということ、つくづくいまお話し伺いながら感じておりました。

単なる家財の類の話ではなくて、修復の為に大きな費用がかかる墓石であるとか塀の被害状況把握とそれらを数値として集約出来るというシステム作りは今後必要であると思っておりますので、私共の部分で言いますと、墓に被害が出てますと言う話と同時にどの程度修復の為に費用がかかるのかと、そのへんの情報があればお知らせいただきたいということも含めながら対応する必要があるだろうと考えますので、今後さらに研究をさせていただきたいと思っております。

議 長 総務課長。

総務課長 被害状況把握の関係でございまして。12番議員おっしゃるとおり被災に伴う

危険性の排除だとか、こういった把握の中には目的も入って参りますので、これらについては把握出来るように努めて参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ます。

議長 農政課長。

農政課長 酪農ふれあい館の利用につきましては、調理実習は利用できないと言うことで施設を当面利用していただくように理解をいただいているところであります。この完成目処につきましては私共一応11月一杯と見込んでありますけれども、実際の工事については施設の取り替えで済むということで、もう少し早くなると。まあ、時期は明確には出来ませんのでもう少し早くなると認識しているところでございます。まあ、利用できない部分については、災害という特殊な事情でありますので、是非利用される方にご理解をいただきたいということで現場の方も対応している状況でございます。

議長 14番。

14番 災害復旧についての国の考え方というのは、起きた災害を復旧すればそれで良いんだと。予防的なものは含まれない。これはもう昔からそうなんです。例えば苦多道路が良く地滑りを起こしましたけれども、その時の災害復旧分だけしかお金を出さない。当然手を打てば次の時に事態を起こさなくても済むと分かりながらも、原状復帰だけに止めるというのが災害復旧の基本的考え方なんです。

先程も床潭へき地保育所の問題が出てましたが、私もこの床潭保育所について大変疑問に思うんですね。今回、10年間で3回の地震ですよ。先程のご答弁を聞いてると、建築に約7千万掛かった。で、次の地震で700万。これはだいたい、その次は750万。で今回2,700万と言うことになってるんですね。

そうするとあの床潭保育所が、10年の間に約4千万を越えるお金で補修しなければならないと言う状況に立ち至ったわけなんです。前回の地震の段階で原因を究明し、地震だから仕方がない。一般的にそうでしょ、あなた方の考え方は。公共施設が地震によっていろんな損害を起こしたと。これは地震だから仕方がないと。

それで済ませるのか、もう少し科学的に究明して、この点をきちんとやっておけば損害を大きくしなくても済んだのではないだろうか。あるいはここで手抜き工事があった為にこんな事態に陥ったんだというふうな、今回の地震でそんなことがあったんだということじゃなくて、もっと原因について科学的に極める必要があるのではないのかなと言うふうに思うんですね。

一般的に地震だから仕方がないと。だけでは済まされないという面があるのではないのかということなんです。

そこで、今後のことを考えなきゃなんないわけですよ。いま日本は地震の活動期に入ったと言われてる。今回の平成15年十勝沖地震については東半分のエネルギーが温存されて東方沖と同じような地震が起きたときに双方が絡み

合って巨大地震が起きるようなことが言われていますが、十分そのへんを考えてですね、そうするかということをやめる必要があるのではないかと。

もう一つは、人がたくさん集まる場所、それからこういう保育所であるとかあるいは特老のような社会福祉施設ですね。それから集会所。こういうところについては、私は耐震化を考える必要があるのではないかとこのように思うんです。

学校の耐震化については先般も議会で議論をして、いま文部科学省もそれについては随分と言っておりますし、都道府県を通じて市町村にも通知が来ている状況ではないかと思うんですが、耐震化に付いてやはり十分検討する必要があるのではないかと思うんですが、この点についてまずお答えをいただきたい。

それから、具体的に言いますとこれは下水道との絡みで道路の舗装が沈下したというのが公共対応で事後処理しなければならないと言うのが報告で出されておりますね。特に湾月、梅香、奔渡、住の江というふうにあります。例えば梅香町は公住裏の道路が沈下しましたね。ここにあるように130メートルにわたって下水道污水管が沈下した為に舗装が下がったということなんです。これについては公共対応とありますがどういうふうにお直しになる予定でありますか。これは梅香町だけでなく舗装沈下しているところについてお伺いします。

議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時48分)

(再開時刻 午後2時48分)

議長 再開します。建設課長。

建設課長 まず先に床潭のへき地保育所の被災、確かに10年のうちに3回ですか。そういう中において都度原型復旧という、基本的に質問者言われるとおりに災害復旧そのものは原型復旧が原則ですから、新たに予防だとかの対策は出来ない形になってございます。

今回しかし状況調査したとき、基礎まわりも全部調査した時には、土台も亀裂入ってきてるかなりひどい状況です。今回の復旧対応の2,700万の中には一応、補強剤を入れたり何かして対応出来る形には検討してございます。ただ、質問者言われるとおりに今後含めて集会所施設的な人が集まる場所については耐震を想定した中での考えも必要と思いますが、木造、RC、鉄骨などの構造によって決まってくるけれども、木造での耐震設計というのは基本的に補強や何かする形でしか考えられておりませんが、地震の多い箇所ですから今後の設計に当たっては充分配慮しながら対応していきたいと考えております。

それから、道路関係ですが実際に下水道の被災によって上の路盤まで傷んできてると。緊急対応ではアスファルトで盛ったり土嚢を盛ったりしております。これらの災害復旧についても北海道と協議してはいるんですが、宮城県沖地震の災害査定がまだ終わってない状況で、道路の路盤下については下水道による災害

復旧ですよと。それから上については道路の災害復旧になりますよと。

じゃあ具体的に施工はどうなるんだと。上部カッター部分は道路ですとか下の堀込む部分は下水道ですとか。そうはならないでしょうとか色々あるんですが、ただ、そういう問題がまだありますので北海道と調整中ということで、まだ具体的な復旧対策含めてまだはっきり見えていないと言うのが現状でございますのでご理解いただきたいと思います。

議 長 14番。

14番 それだけかい、答弁。

あの、いま言ったように災害復旧というものについては原状回復だけ考えれば良いんだと。これは国の考え方ですよ。

しかし、例えば床潭保育所。これは今回の災害を象徴しているようなものですが、小さな命を預かっているわけですね。幸い保育時間外、今回は4時50分ですね。前は夜間でした。

そういうことで建物被害だけで済んでくれるけれども、人身事故があった場合はそんなことでは済まされなかったのではないのか。そう思うんですよ。

そこのところを考えると私はおそろかに事後処理を考えては困るというふうにするんです。そうしますと、じゃあ次に同じような地震が起きたときに、昼、保育をしているときに起きた時に、これでどう防ぐのか。事故が起これないようにならざることを考慮しないと、私はダメだと思うんですね。

ただ、大変財政が厳しくてなかなか趣旨は分かるけれどもそうはいきませんというのが、財政の斉藤健一課長はすぐ頭に来るんじゃないかと思うんですけどもね。

災害復旧は原状回復であるけれども、建物の性格から言えばやはり予算を掛けて十分な事後処置をとる必要があるんじゃないですかとお伺いしてるわけですね。

他の所はどうでも良いということではないんですよ。先程言ったように学校であるとか集会所であるとか人が多く集まるところはいずれも何か起きたときに人の命に関わってくる問題だから強調されるんじゃないんでしょうか。

それから、耐震化という点については淡路の大きな地震があった以降に、それまでの耐震化基準の基準が変更になったと聞いておりますが、そういうものに照らして今回起きた町有施設の耐震化基準はどうであったのか。例えば床潭保育所はどうであったのか。そういうことをお聞きしたいんです。

それから下水道に絡んでの舗装沈下の問題は、私も事前に聞きましたよね。いやあ、あれは地震だから仕方ないんですというお答えだったんですが、本当にそうなんだろうか。あの污水管を布設するときに、十分地質を考え対策を立ててやられていれば、舗装の沈下は起これなかったんじゃないのか。そういう疑問にお答え出来るような答弁出来ますか。そこのところをお聞きしているんです。

議 長 町長。

町 長

ただいまの質問については、私からは概要的なこと、私の考えを申し上げます。

保育所その他ご指摘がありました。その点につきましては担当から答弁申し上げます。

ただいま田宮議員からご質問ありましたとおり、現況復帰が原則でございますが今回の大地震におきましては、私なりに災害に強いまちづくりをするにはどうしたらいいのか。そのためにはご指摘がございましたとおり、未然防止対策を講じていかなければ大変なことになる。そのように反省をいたしておりますと同時にそういう方法を取らなければならないと思っております。

床潭保育所の例がありました。時間的なお話がありました。朝の4時50分。保育時間外でございました。これが保育時間の最中であつたらどうだつたらうか。私はあの現場を見て、少なからず人身事故はあつたらうと予測いたしました。

これは床潭保育所のみならず釧路における空港ビルの天井の問題。飛行機の運航前であつた。あれが運航中だつたらどうだろうか。大変な人身が、場合によっては失われたかも知れない。そういうことを考えるのはご指摘のとおりであります。

津波についてもそうであります。おかげさまで、津波は来ましたが、厚岸町は上陸はなかつた。それは干潮時であつたからこそ上陸がなかつた。満潮時ではどうだつたか。この中枢の拠点である被害対策本部である役場、消防はどうであつたらうか。いろいろ私なりに想定しながら、災害に強いまちづくりをしなければならぬ。今後、多くの課題を残した今回の大地震であつたと考えておるわけでございます。ただいまご指摘がありましたとおり、私は、田宮議員と同じ考えを持っております。

どうかそういう意味においても今後、耐震対策についても自治体によっては復旧対策のことを考えたならば、その未然防止の中で住宅等においても耐震改築させるとか種々工夫をいたしております横浜はじめそれぞれの自治体もあるようでございます。

だからといって今日の厚岸町財政を踏まえれば、横浜市のようにやってくれと言っても当然無理であります。厚岸町として出来る範囲で今後とも対応して参りたい。斯様に考えますのでご理解いただきたいと存じます。

議 長

建設課長。

建設課長

へき地保育所床潭については今回の被災前回の被災含めて、当然その当時の建築基準法上それぞれ強度を造っていくことになっております。その中では当然その時点では設計に活かされてやって来た。今回さらに被災を受けた中では、単なる原型復旧じゃなくその時の基準にあつたかたちの中で今回も補強材を強度にして今回も設計対応してございます。

いずれにしても質問者言われるとおり、人々の生活というか集まる場所ですから、それらに十分配慮した中で対応していきたいと考えますのでご理解いただきたいと思っております。

議 長

水道課長。

水道課長

私からは下水道管の埋設部分沈下についてお答えしたいと思います。

下水道污水管設置時は、厚岸町の場合、総体的に軟弱地盤が多いんですが、その中で污水管の基礎等に付きましてはハシゴ胴木を使って不等沈下を防ごうということでやっております。

その結果管のまわりに山砂を敷きましてそこに管を布設するということになっておまして、それらについて実施しております。

軟弱地盤ですが新しく入れ替えたところについては正規の填圧をしまして、さらに舗装復旧前に路盤密度試験というのをやっております。その結果、密度が98%以上の密度が出た段階で舗装をしている状況ですが、今回は音別、阿寒、釧路町もそうですがやはり管が揺すられることにより管の浮上または沈下等が発生しております。

同じく厚岸町も、管の浮上または沈下等が発生しております。これらについては災害復旧工事については原則、原型復旧でございますけれども、やはり液状化の影響が出ており、音別、阿寒、釧路町とも災害が発生しておりますが、その中で砂基礎をする場合、砂にセメントを混ぜて防除しようということ逆山砂だけの埋め戻しだけではなくそれにセメントを混ぜて逆に液状化が起こりにくい状況にして今後の対応をしていこうということで、今回の災害復旧に付きましては防除的なものも認めていただくんだというようなことで、先日北海道へ行ってきた段階ではそういう話もしていただきました。

厚岸町もそのようにしていただきますよと、道のほうから投げかけもありましたので私共もそれに対してやっていきたいと思っております。

それで、問題は污水管の災害復旧工事に付きましては、道路も一体となっておりますので管を布設する段階では舗装を切断しましてやらねばなりません。その掘ってやるまでは下水道の災害復旧で見ます。それから舗装までの復旧なんですけれども、全体的な舗装までは下水道では復旧しないで舗装帯と採石路盤の10センチまで残してそれまでを下水道で復旧していただく。その10センチの路盤と舗装部分は道路災害で復旧するという指示も受けております。

私共としましては、軟弱地盤をオープンでカットしてやったところが被害が大きくなっているということをございまして、住の江町の場合もそうなんですけど、軟弱地盤で道路の真ん中に構造物が入っておりまして開削で出来ないところ。そういうところは推進工法をとっておりますが、推進をしているところについては軟弱地盤でも被害が発生しておりません。

従って新しい材料に入れた部分のところはそういう災害に遭っているというようなことにもなっておりますので、今後実施する段階で施工方法も考えて行かねばならないのかということ、いま北海道とも協議をしているところでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長

14番。

14番

町長から災害に強いまちづくりをやっていきたいというご答弁をいただきました。いま、水道課長からも答弁をいただきましたが、大変財政難でこれから

一層加わるといふ状況でありますけれども、やはり町長言われるように、災害に強いまちづくりをどうつくっていくのかと言うことが、これからいろんな建物建てたり、まあ、もう建てたりっていう予算がございませんので、まあ真小ぐらいかなと考えておりますけれども、十分ですね。

あなた方は皆専門家ですから。いまある程度下水道については具体的な説明がありました。皆さんは同じように専門家でありますから、具体的に災害に強いまちづくりというふうに言われれば、何をどのようにすればいいのかということはお分かりだと思うんですね。そういうことで私共は素人ですからね、追及もなかなか思うようにいかないですよ。もっとこういうところをこうすればこうと思うんですが、なかなかそうはいかない。これは素人の悲しさです。

そういう点で十分意を払った建設事業を進めていただきたいというふうに思っています。それで、先程、これまで災害があったりなんだりして、今回も災害を受けた建物がどうだったのかという資料を出せという請求がありました。私共もまたそういう資料も見ながら一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 町長。

町 長 お答えさせていただきます。ただいまご指摘いただきました床潭へき地保育所の問題。毎回地震において被害があります。実態はやはり地盤にあるんじゃないかと思うかと私もそのように思うわけでありまして。隣にあります床潭漁村センターも被害が小さかったわけでありまして、同じような条件の中で建設されております。

そういうことを考えますと、民政の安定。人命を守るといふことも大事な課題であります。そういう意味におきましては公共施設においてはやはり建設にあたってはこれからは、地盤、場所を十分に踏まえながら建設をしなければならない。そのように考えます。ご指摘のとおりでありますので、今後の行政の推進の中で活かして参りたい。斯様に考えるわけでありまして。

さらにはまた、国・道の支援対策であります。確かに今回の地震においても、厚岸町単独で厳しい予算の中で復旧対策するという事は到底無理であります。我々といましては国・道に強く支援体制をお願いしているところであります。若干、制度的に私は理解出来ない点もございます。先程尾幌の酪農ふれあい研修センターの浄化槽の問題もお話しありましたが、実は400万以上掛かりますが、これも補助の対象にならないのであります。町単でやらない。

何故かといふと生産施設は対象になるわけでありまして、集会所等の施設は対象外だと。しかも、補助事業で造った建物であります。それがこの様な状況の中では対象にならないという実態もあるわけでありまして、先にも強く関係者に要請しておりますが、やはり補助事業においてもあらためる面においてはこの点に付いても強く理解を求めて参りたい。斯様に考えますので今後ともご支援のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

議 長 他に。9番。

9 番

先程の専決を含めて、今回の災害復旧費は5,814万ですね。しかしながら国の補助対象は、3,196万3千円。道は2,843万にしかになっていないと。

先程、田宮議員にも町長お答えなつたように、約2,700万からの一般財源と起債でもって対応していかなきゃならない。町民の満足するような災害復旧にはならないかと思ひます。

そこでいま、選挙も告示までもうそろそろであります、**「激甚災害」**の指定を受ける動きはどうなってるんですか。随分、各候補者激甚災害といっているようですけれども。

今回これが指定を受けた場合、もっと大幅な復旧作業が出来るのではないかと思うんですがその点のお考えはいかがですか。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。激甚災害の指定の関係ですが、既に北海道においては今回の地震災害の被害額をまとめまして、その結果、いま、国に強く知事を先頭にして、激甚指定になるように、また、私共も連携をとりながら要請をいたしておる最中でございます、ただいま選挙中でございますので、国会等においては議論になりませんが、事務当局からはある程度の理解は得ていると考えておりますが、今後とも実現の為最善の努力をさせていただきます。皆様にも考えますし、そういう方向になるのではないかと期待を持っています。あらゆる場面においてさらに強く要請していきたい。指定になったらどうなるのかということは、担当課長から答弁させます。

議 長 行財政課長。

行財政課長 今回の災害でお話しをしますと、文教関係や教育関係の補助事業の部分で追加メニュー、補助率のアップになるというふうに考えます。

基本的に今回災害を受けた施設状況からすると、補助率こそ上がりますが全体的な経費の中では大きな影響、起債か補助金の入れ替えはありますが、そう全体的経費としての影響はないのかと。

ただ、残念ながら、町長前段でお話し申し上げましたが国庫補助事業であっても対象外というものが結構ございまして、今回はそういうものが被害を受けていると。

補助率が上がり起債額が下がるということは財源的にゆとりを与えることは事実ですが、今回の部部を考えますと学校関係の数字を見ていただいたとおり災害規模としては三分の二、水産施設では十分の二、農業水道施設では二分の一ですがそれが80%近く、例の公共土木災害復旧事業まで引き上がっていくというのが激甚災害の補助率になるということです。今回の状況ではあまり出てこないのかと思っております。

議 長 9 番。

9 番 今回の補正あるいは専決の災害復旧だって、町民は十分満足するものではないと思います。最低の線といいますか。そういう面からいっても、いま課長がいったように起債から補助金に変わるということであれば、将来的に財政的な余裕が出来るんですよ。

そういうことも含めて町長は昔取った杵柄で、国会あるいは国にですね相当なコネを持ってると思います。そういうことを十分発揮されてですね激甚災害の指定に全力を尽くしていただきたい。この様に要望しておきます。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。既に釧路管内開発期成会においても激甚災害指定になるように既に行動開始をしているところであります。

北海道と連携を密にしながら、さらにご質問ございましたように速やかに指定されるよう最善の努力をさせていただきます。斯様に考えます。

またこの機会に関連しましてお話しさせていただきたいと思いますが、いま、衆議院選挙中でありますので、この選挙が終了しました特別国会の中で先程菊池議員にもお答えいたしました。北海道から関東北部にかけての地震地帯で議員立法として大地震特別措置法を作ろうという動きがあります。

お話しによりますと、十勝沖地震以前に最終国会において上程する予定であったようではありますが、急に解散ということになって今日まで来ているようでありますので、この特別措置法が出来ますと、先程答弁いたしました「災害に強いまちづくり」地震以前の大きな課題を、国が財政的に協力を支援していこうという体制が出来ると思っております。

また、被害があった場合の財政的支援体制もいままでにないやり方で対応が迅速に出来るのでは無かろうか。私は大いに期待をしておりますので、私も既に関係者に強くお願いをいたしているところでございますが、選挙後の特別国会の流れがそういうふうになるということもご承知願いたいと存じます。

議 長 他にございませんか。2番。

2 番 菌床センターがかなり被害を受けたわけですが、被害内容と、菌床がかなり傷んだように私も見てみましたが菌床がかなり落ちて、これは大変だと思ったんですが、それに伴って生産者に対する影響はないのか。

受注生産という形になっておりますので、破損した分については生産者かなり影響受けるのかなど。そのへんの影響があるかないか伺います。

それと、生産者自体の被害もかなり何件かあるんですが、これの被害状況と救済策を何か考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長 農政課長。

農政課長 菌床センターの被害状況ですが、培養施設棚がパイプで出来ているのですが、これが曲がりまして一部倒壊、傾斜という形で損害を受けました。

菌床に付きましては当初、相当いったであろうと調査しておりましたが、現在のところ1,500個程度に止まったということで我々も安堵している状況です。

1,500個程度であればこれは半日で回復可能と考えておりますので、生産者に行き渡る分については今のところ心配はないと考えているところです。

生産者の被災状況ですが、栽培棚や温風施設にも被害を受けた方がおりますが、総体で15件程度の方が災害を受けられたと。平均50万程度になるかと思っております。多い方は100万、150万という方が3件ほどおりますが、今後、この菌床被害がありますし生産がその分減っていくという心配もあります。また、押しつぶされる被害により異常な生育が考えられるということで、まだ内容については推移を見る必要があるというふうに思っております。

生産者支援策であります。これについては確かに町が地域振興策として誘致活動をしてきて体制を整えてきた経過があるわけではありますが、他の製造業の商工関係の中小企業の方々も相当被災をされている状況から見ますと、これらとの均衡を考えると非常に難しいのかなと考えているところでございます。

議 長 2番。

2番

いま課長の言われた金額は、多い方で150万ということですがこれは直接的な被害だと思いませんか。要は菌床が地面に落ちて、それが雑菌付いて今後の生産にどう影響するのかというのは来春にならないと分からないんですね。

やはり、課長の計算にすると菌床の原価計算では、やっといま秋に入って生産が始まったばかりというような玉については、やはり一個あたりの換算は400円、450円なんですね。

そういうことでありまして、こういう金額じゃないんですけども、いまの課長の答弁を聞いていますとまったく救済は考えていないという答弁のようなんですけども、やはりね、もう少し、厚岸町が全国にPRしてきていただいと。そして、ご存知の通り非常に厳しい価格の中で中国ものがいまあまり入ってませんので、以前のような価格体系じゃありませんが、いまは大型店の競争に生産物が価格競争に巻き込まれているんですね。

流通に乗っけてはいてもどこの仲買にもそれぞれの大型店の流通に傘下されると。価格が非常にデフレにすっぽり入ってるんですね。

そういう状況下の中でしのぎを削ってですね、生産活動をしてるんですよ。その中で人によってはかなりの被害を被ってる方もいらっしゃるんで、出来ればもう少し具体的調査をして何らかの救済策を考えてやらないと、他の製造業との調整ということと言われてましたが厳しい産業なんで、何か救済策を考える必要が私は十分あると思うんですね。

先程の議案89号ですか。融資ですね。我々も林業なんです。林業生産については農林漁業金融公庫ですか、これが窓口になってますがこれあたりに資金融資を申し込んだって査定が厳しいんですよ。おそらく前に申し込んだ方も私のところに相談に来てましたけれども、まったく話にならないくらい厳しいということで、このへんについてもどうなのかなと。

せっかく融資の制度を作ってくれましたけど、我々果たして使えるのかなと。

そういう気がしてならないわけなんですね。そのへんでもう一度救済についていますぐご返答ということにはならないと思うんですが、もう少し検討していただきたいと思うんですがそのへんいかがでしょうか。

議 長 農政課長。

農政課長 被害の状況ということで先程平均50万程度ということを上申したところではありますが、現在私共で把握してるのは、培養中の菌床、発生の準備に入ってる菌床、施設、こういった区分により施設については栽培者の方から如何ほどの被害があったかの額を使って算出しておりますが、この培養してるものについては菌床の原価として計算しているところであり、発生ハウスについては市場売り上げ価格を持って独自に計算をしているところでもあります。

これらを合わせまして15件で820万程度の被害があったと。平均で50万程度の被害額になるという計算で押さえています。

きのこ生産者の場合は、非常に生産されている方を目の前において失礼とは存じますが、非常に脆弱な基盤というふうに考えておきまして、特に新規にやられてから何年も経ってない方も相当いると。体制的に整っていない中でこういった地震被害に遭われたわけですが、そういった部分では十分ただいまの要請については理解出来ると私自身思っておりますけれども、今後の菌の状況だとかそういったものをさらに調査する必要もあろうかと思えます。

中にはもう少し納期を遅らせてくれないかといったもので、今回の状況を打開しようとする方も中にはいるわけでありまして、もう少し内部協議で検討させていただきたいと思ってるわけでもあります。

議 長 2番。

2番 さらに検討していただけるということなんですが、実際ここにある議案の89号の資金の関係なんですが、制度があって使えないというのが我々きのこ産業なんですよ。

本当に農林漁業金融公庫なんていうのは、きのこ生産は少しでも考えてくれるのかなと思うくらい冷たい断り方をされたというふうに聞いてますけれども。

あれですか、聞くところによると菌床の生産者は、加工業という位置付けだというふうに聞いてますけれどもそうだと商工業、商工観光あたりの窓口融資というかそれが使えるのかどうか。

先程の1番議員の質問を聞いてますと、商工観光がこれに入ってるのかなという気がしてますけれども。その場合保証人が必要なのかどうか。というのはやはり遠くから来ていらっしゃる方は、よくこういう制度資金っていうのは保証人の条件として道内に在住してる方、町内に在住、管内に在住と限られるんですね。

本州から来た方は知人は居ても保証人頼める状況にないわけですから、そのへんについてなかなか実際使えないようなんですけれども、そのへんはどういうふうになっているのか。

それともう一つ、救済方法として厚岸町が出来ることは菌床の被害内容によっては新規購入の菌床価格について何か考えられないのかなど。以前に100円切った価格で出していただいた経緯もあるんですけれども、何か菌床の価格でですね救済出来ないのか。

何かもう少し踏み込んだ具体的救済方法を考えていただきたいなど。そのように考えるわけなんですけれどももう一度ご答弁お願いします。

議 長 農政課長。

農政課長 林業資金、菌床の災害資金ということで対応出来る資金に付きましては先程の議案に記載しております農林漁業金融公庫の林業施設資金。この施設資金は培養棚だとかハウスだとか、そういった施設の損壊に対応出来る。

それから公庫資金でありますけれども、林業経営維持資金ということでこれにつきましても菌床の玉の購入も該当になるといわれておりまして、経営資金という形になっておりますけれども、実際は質問者おっしゃるとおり非常に借りづらいというか借りられない。

これは農協あるいは森林組合に加入して組合から転貸される資金でありまして、抵当権、土地等の担保が必要であると。それぞれの団体の理事会で承認を受けないと出来ないというようなことがあります。事実上は非常に難しい状況にあると我々も思っております。

ただし、今回の利子補給制度の議案にもありますが、厚岸町中小企業融資制度については、信用保証協会等の保証を付けた形で借り入れは可能ではないかというふうに思っているところであります。

それから、菌床の値引きといった支援策についても講じられないかということですが、菌床センター特別会計という形で運営しておりまして、現状ではほとんどぎりぎりの綱渡りの状況で運営をしているところでありまして、値引きということになりますと即、会計に支障をきたしてくるようなことがあります。

先程も申し上げましたが十分窮状については我々も理解をするところでありまして、さらに調査をしながら内部的に協議をして参りたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いいたします。

議 長 他にありませんか。11番。

11番 床潭へき地保育所について、14番、16番からもそして町長からも答弁が帰ってきたわけですが、この床潭保育所に関しては復旧後またここで保育されるのかどうか。その点についてまず第一点目にお伺いしたいと思います。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 復旧後は床潭保育所で保育を行う予定でございます。

議 長 11番。

11番

というのは、東方沖地震ですか。この時にあまりにも被害がめちゃくちゃっていうぐらいの表現かな。それがまた今回それより被害が大きいついていう事態にそれ相当の地盤にしても難しい問題があったのかなと。だから一回目の東方沖の時にきちんと原因調査とやらそういうものをしたのかどうか。

復旧後、またやったってまた同じ地震が来たらまた同じですよ。そうしたら先程田宮さんがいうように保育の時間に来たときには大変な人身が絡んでくるのでは無かろうか。だからおそらく保育続けていくということが難しい問題でないかなと私たち調査にいった段階で考えたんですけれども。

その点についてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 床潭保育所の復旧、その後の保育継続の関係でありますけれども、先程建設課長からもお答えしておりますけれども、災害の都度復旧しておりますが出来るだけ耐震強化を図るということで、筋交いを増強しまして出来るだけ地震に耐えられるような構造に少しずつですが直して行くと。そういうような形で対応しております。

それで、確かに地震の都度相当な被害が出ているわけでありましてけれども、今回も被害に対してお話しありましたようにさらに地震に対して耐震力の強化を図っていくという復帰を図るということです。それ以上の大きな地震が来れば当然施設として耐えられないかとは思いますが、現状ではそういうことで被害を受ける前よりは強度な私たちで復旧を図って再度使用したいという考えでございます。

議長 11番。

11番

確かにね、耐震強化については第一回目の東方沖地震の時についてはそれなりのものをやって来たはずなんです。それがここに来て10年の間に3回と。それで今回の被害を見ましても、地層によっては強度の強いところ弱いところあるだろうけれども、床潭保育所については特別なものか。

東方沖より被害が大きいというところにちょっとね、時間が経ったから建物が弱くなってるのか、そういう関係も持つけれども、実際に建てる段階の時に何かそこらへんに手抜きがあったのかどうかというそういう問題も、私技術屋じゃないけれども、それらについては町長からさっき答弁があったけれども今後、災害に強いまちづくりということで、地盤あるいは場所等の選定については十分検討するという話は伺っております。

しかしながら、一回のみならず二回まで起きたところに、さらにいま同じ状態で災害復旧したところでもう一回来たらどうしますこれ。保育時間に来たときには完全に人命に関わりますよ。

だから、ここらへんで私ダメだとはいつたってどうしようもないものもあるけれども、基準ですか、建物等についても今後やはり見直す時期に来ているのではないのかと。

起きるたびに強度にします、こうしますといつたって実際に起きてこういう

被害を受けてるんだから。それに対する何者もないということです。それだったら最初の調査の段階でもって少しぬるかったんでないかという言い方も当然持つと思うんです。だから今後、色々な建物の基準に付いて全て見直しに来てるんじゃないか、そこらへんについて町長のご答弁お願いしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。基本的には建設年次を含めて建物を建てる為には建築基準法という法の基準があります。その基準に基づいて設計され施工され施設が出来上がります。ただ、その後の被災。先程、田宮議員からいわれたようにそのための耐震の基準とかは変わったと。ある程度の年が経ったときによって基準が変わってきます。その時点で被災を受けるとその基準をきちっとクリアしながらそういう改修を行ってきてます。

当然被災箇所をチェックしてそれをどう改善して直すか。さらにまたより大きい地震が来て、今回また発生した。それじゃあ発生した部分で被災状況を全部把握したら前回は何でもなかったんだけど基礎の土台までもいってるということになると、今度は復旧方法も変わって来ますし、さらに補強材も入れて万全を期していきたいという考えの基に今後含めて仕事を進めていきたい。今回の対応も補強材を入れて安全に利用出来るかたちの中で復旧していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

(「11番」の声)

議 長 3回終わりました。町長の方から。

町 長 岩谷議員はじめそれぞれの議員から、床潭保育所の問題について数多くのご指摘を受けたわけであります。

今後復旧する場合においても皆さん方のご意見を十分に踏まえ、かわいいお子さま方の保育の場であります命を大事にし、素晴らしい環境の中で保育が出来る復旧をしていかなければならない。斯様に考えますので皆さん方のご意見を踏まえながら復旧をさせていただきたい。建設課長より答弁もありましたけれども、その点ご理解をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

議 長 他にありませんか。

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 議案第91号、平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題とい

たします。

職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。行財政課長。

行財政課長

議案第91号、平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算。三回目の提案理由の説明をさせていただきます。

平成15年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,934万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次の頁お開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算の補正でございます。ご覧の通り歳入歳出それぞれ1款、1項についての補正であります。項別によりご説明いたします。6頁お開き願います。

歳入であります。7款 町債、1項 町債、2目 災害復旧債、公共下水道施設災害復旧事業債。起債充当率100%で120万円の増で、単独災害復旧事業債として採択され、普通交付税として元利償還金の47.5%が算入されるものでございます。次ページお開きください。歳出でございます。2款 災害復旧費、1項、1目 災害復旧費、公共下水道施設災害復旧事業120万円の増でございます。内容は公共柵の地震に伴う復旧工事費でございます。以上歳入の説明を終わります。1頁にお戻りください。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。3頁お開き願います。第2表、地方債の補正、変更であります。災害復旧事業120万円を増額し、360万円にするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。次ページお開き願います。

4頁、地方債に関する調書補正でございます。一番下の欄をご覧いただきたいと思えます。14年度末現在高でございますけれども、35億8,514万2千円。今回、120万を増額いたしますので、年度内発行額として1億3,790万円となり、15年度末見込額は35億7,966万7千円となるものでございます。以上を持ちまして議案第91号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより本案の質疑を行います。

議 長

ありませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって平

成 1 5 年厚岸町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 5 3 分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
